

第四期岐阜県地域福祉支援計画  
(案)

岐阜県

## 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の趣旨</b>	<b>1</b>
1	計画の性格	1
2	計画の期間	1
3	他の福祉関係計画との関係	2
4	市町村地域福祉計画との関係	3
5	計画の構成	3
<b>第2章</b>	<b>地域福祉をとりまく状況</b>	<b>4</b>
1	福祉をとりまく情勢	4
2	地域福祉の推進について	18
<b>第3章</b>	<b>計画の理念と施策体系</b>	<b>21</b>
1	理念	21
2	施策体系	22
<b>第4章</b>	<b>施策の内容</b>	<b>24</b>
1	地域における分野横断的な支援体制の整備	24
	(1) 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携	24
	(2) 高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項	25
	(3) 制度の狭間の課題への対応	30
	(4) 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備	35
	(5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	37
	(6) 居住に課題を抱える人への横断的支援	37
	(7) 就労に困難を抱える人への横断的支援	38
	(8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援	39
	(9) 市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援	40
	(10) 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進	41
	(11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援	42
	(12) 地域住民等が集う拠点の整備	43
	(13) 地域住民主体の地域づくりを推進する圏域と、各福祉分野の圏域、他分野の圏域との考え方・関係の整理	45
	(14) 地域づくりにおける官民協働の促進、地域住民等が主体的に課題を解決していくための財源確保	46

(15) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築	48
(16) 全庁的な体制整備	48
2 市町村の地域福祉推進への支援	49
(1) 市町村に対する支援	49
(2) 県内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供	50
(3) 地域福祉推進の中核団体としての社会福祉協議会への支援	51
3 福祉人材の確保・育成	52
(1) 福祉人材の確保及び福祉従事者に対する研修体制の整備	52
4 福祉サービスの適切な利用促進	59
(1) 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進	59
5 市町村における包括的な支援体制整備への支援	62
(1) 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築	62
(2) 県域で推進していく施策の企画・立案	62
(3) 住民主体の地域づくりを進めていくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり	63
6 第四期岐阜県地域福祉支援計画 指標	64

<b>第5章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>65</b>
------------	--------------	-----------

	<b>参考資料</b>	<b>66</b>
--	-------------	-----------

## 第1章

## 計画の趣旨

### 1 計画の性格

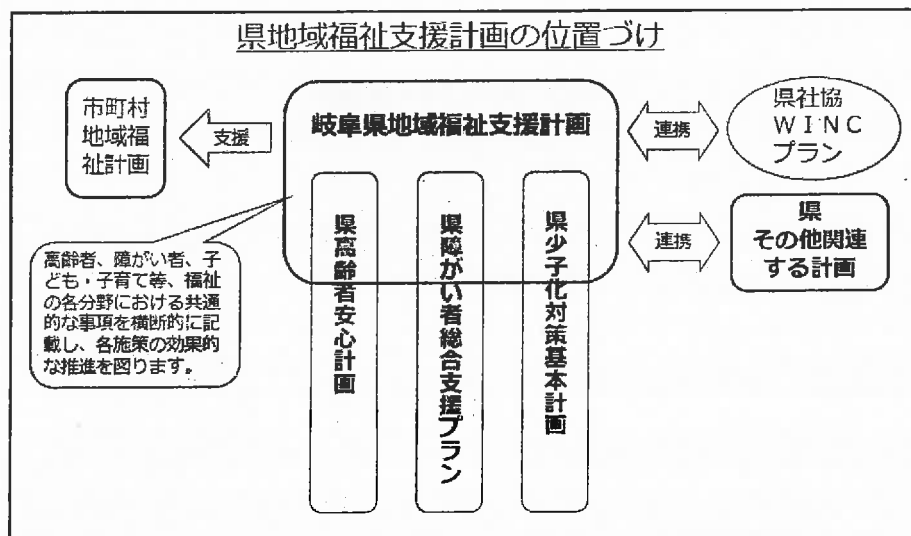
- 本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づき、地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援するための計画として策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。
- 「岐阜県地域福祉支援計画」は2004年（平成16年）3月に策定し、5年間で計画期間として改定してきました。2014年（平成26年）3月に策定した第三期計画が、2019年3月末に計画期間が満了するため、その第四期計画として、福祉現場の声等を踏まえて各施策を総点検のうえ、人口減少・高齢化が進行する今後の社会を見据え策定するものです。

### 2 計画の期間

- 計画の期間は、2019年度から5年間とします。
- なお、市町村が策定する市町村地域福祉計画の内容、他の福祉関係計画の見直しや、社会情勢の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

### 3 他の福祉関係計画との関係

- 本計画は、「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障がい者総合支援プラン」、「岐阜県少子化対策基本計画」等、各福祉関係計画による施策の効果的な推進のために、各分野に関し共通して取り組むべき事項を記載するものです。
- 社会福祉法第108条に定める本計画と、県が既に策定している他の計画の対象分野が重なる場合については、その既定の全部または一部をもって支援計画の一部とみなすこととしています。
- また、地域福祉の推進を担う県社会福祉協議会が、役割や事業の推進方策を計画的に推進するために策定する「WINCプラン」と連動性をもちながら、本県の地域福祉に関する施策を推進していきます。



#### 【関連する主な計画】

- ・岐阜県高齢者安心計画
- ・岐阜県障がい者総合支援プラン
- ・岐阜県少子化対策基本計画
- ・岐阜県保健医療計画
- ・医療介護総合確保促進法に基づく岐阜県計画
- ・岐阜県健康増進計画
- ・岐阜県自殺総合対策行動計画
- ・岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画
- ・岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
- ・岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 等

## 4 市町村地域福祉計画との関係

- 本計画は、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉推進を支援するため策定するものであり、市町村支援のガイドラインとしても位置付けられています。

## 5 計画の構成

- 第2章では本県地域福祉の推進にあたって、地域福祉を取り巻く状況を整理しました。
- 第3章では、本計画の理念を設定し、社会福祉法第108条と計画策定ガイドライン（2017年（平成29年）12月12日厚労省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」）で計画に盛り込むべきとされた項目をもとに、理念の実現に向けて5つの基本施策、24の施策を掲げています。
- 第4章では、24の施策について、現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取組方針及び目標を設定しています。
- 第5章では、本計画の推進について記載しています。

### ■社会福祉法（都道府県地域福祉支援計画）

※下線部は2018年（平成30年）4月1日新設部分

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して

取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための  
基盤整備に関する事項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

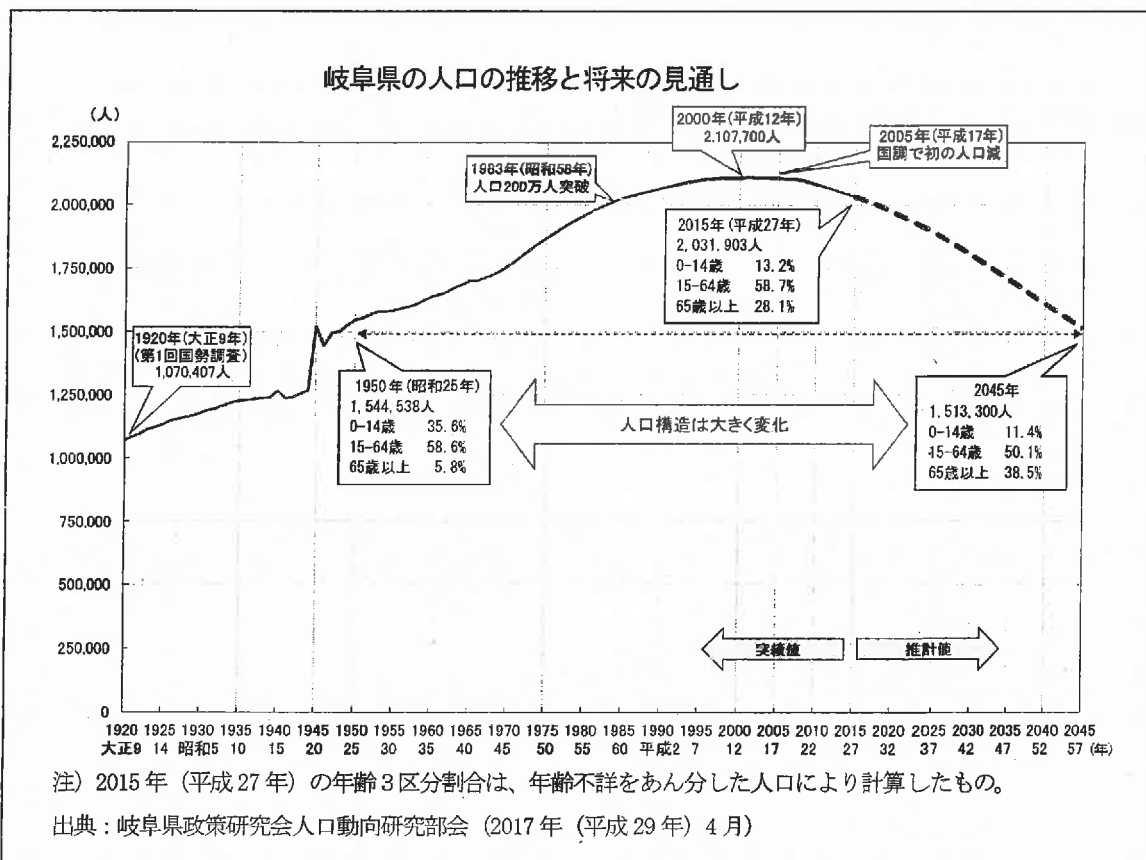
1 福祉をとりまく情勢

① 人口減少・高齢化の進行

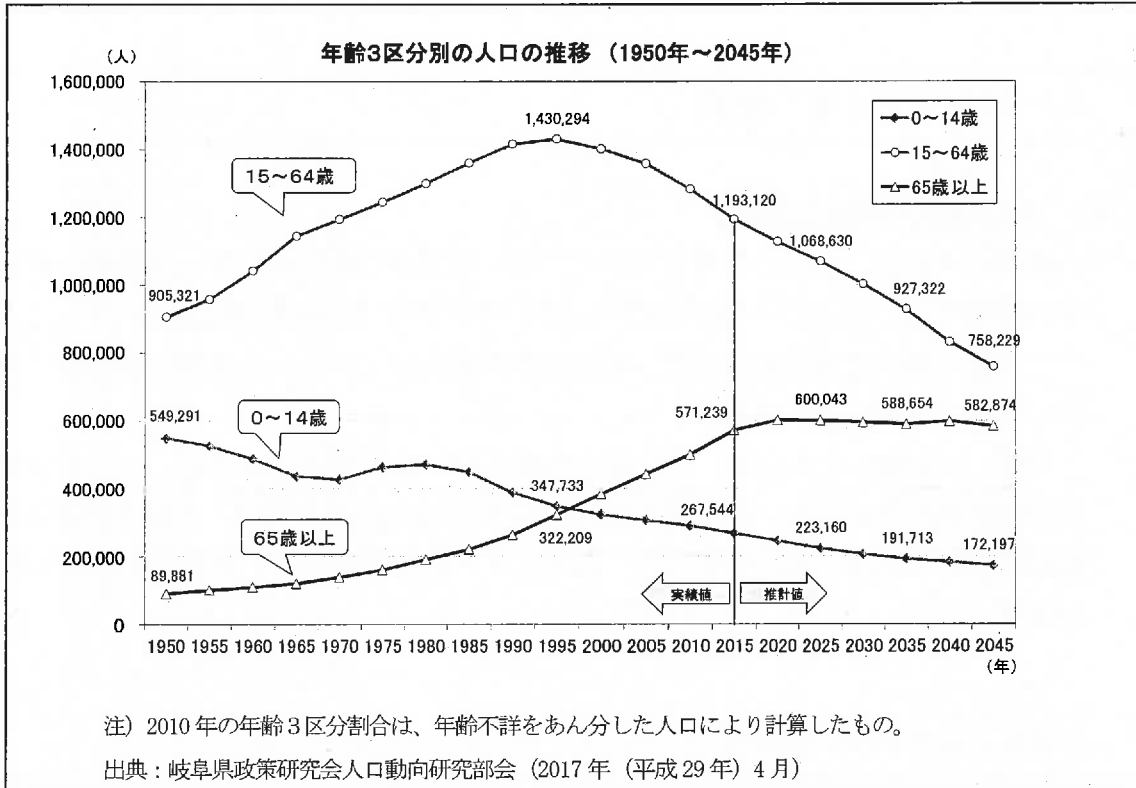
本県の人口は、2005年（平成17年）に減少に転じました。今後も、少子化の影響を受けて人口の減少は続き、県の推計では2045年には約151万人へと大きく減少する見込みです。特に生産年齢人口（15～64歳）が急激に減少していくと見込まれます。

また、65歳以上人口は、2020年頃をピークに減少しますが、人口全体が引き続き減少するため、高齢者人口比率はその後も増加を続け、2045年には高齢者人口比率は38.5%（2.6人に1人が65歳以上）になると推計しています。

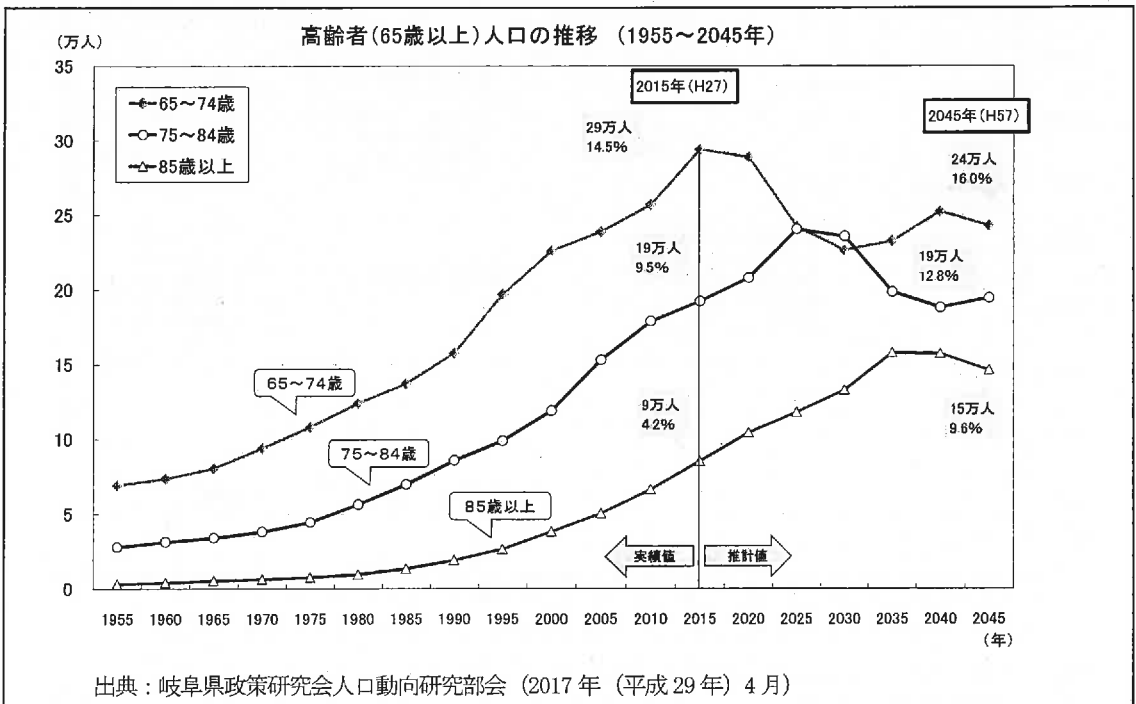
図表1 岐阜県の人口推移



図表2 岐阜県の年齢3区分別の人口推移



図表3 岐阜県の高齢者人口の推移



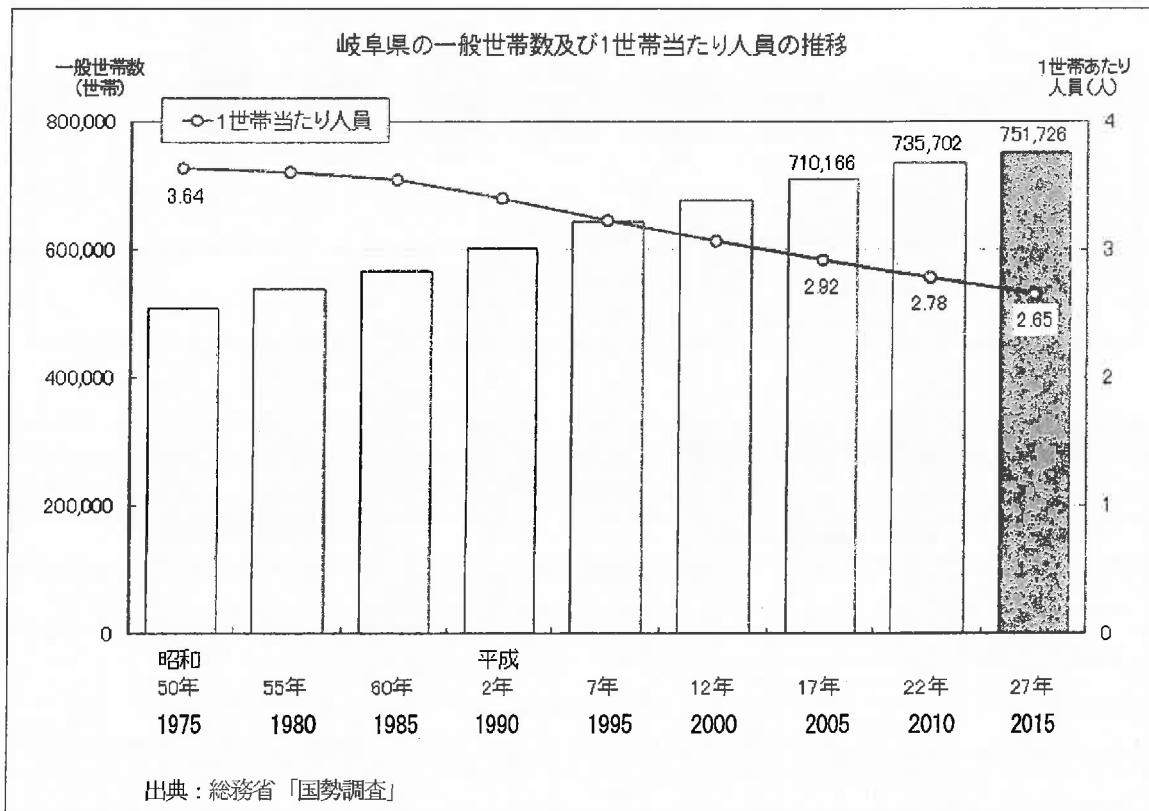


## ② 世帯の変化と単独世帯の増加

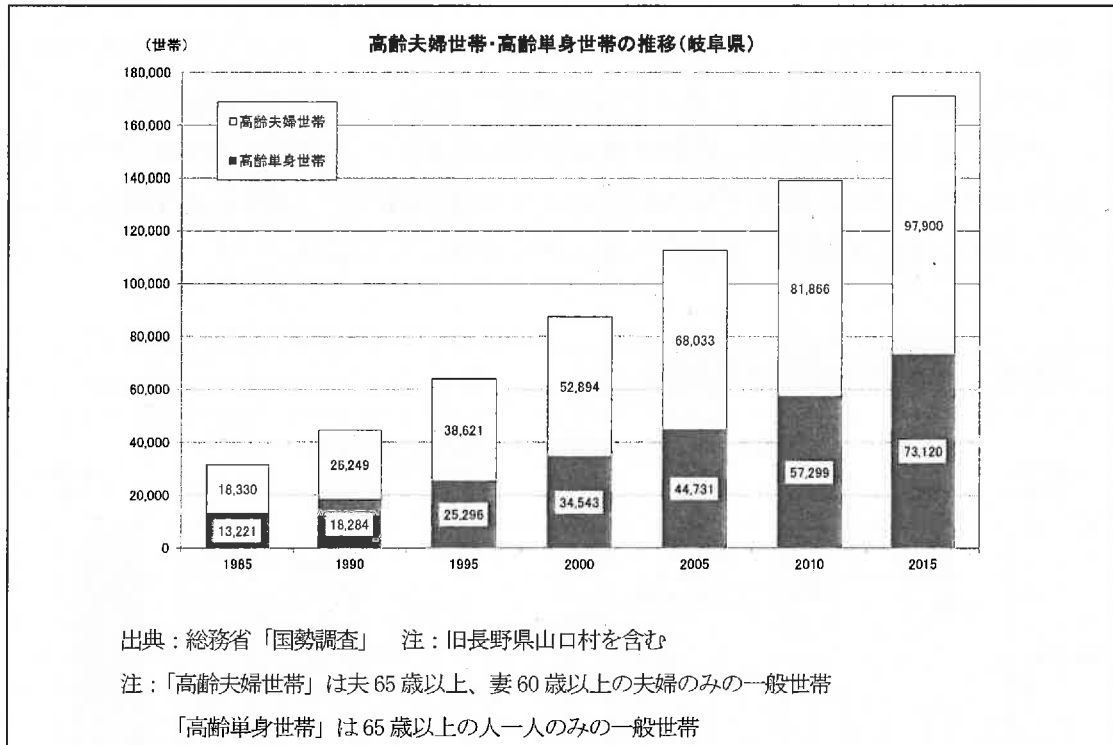
本県の一般世帯（病院、社会福祉施設等にいる世帯を除いたもの）数は、人口が減る一方で増加しており、2015年（平成27年）には75万世帯を超え、1世帯当たり人員は2.65人と過去最低となり、小家族化が進んでいます。

世帯の家族類型別では、高齢の夫婦世帯や高齢の一人暮らし世帯が大きく増加しています。また、男性では40代以上の中高年層で一人暮らしが増加、女性は65歳以上の高齢層で一人暮らしが大きく増加しています。

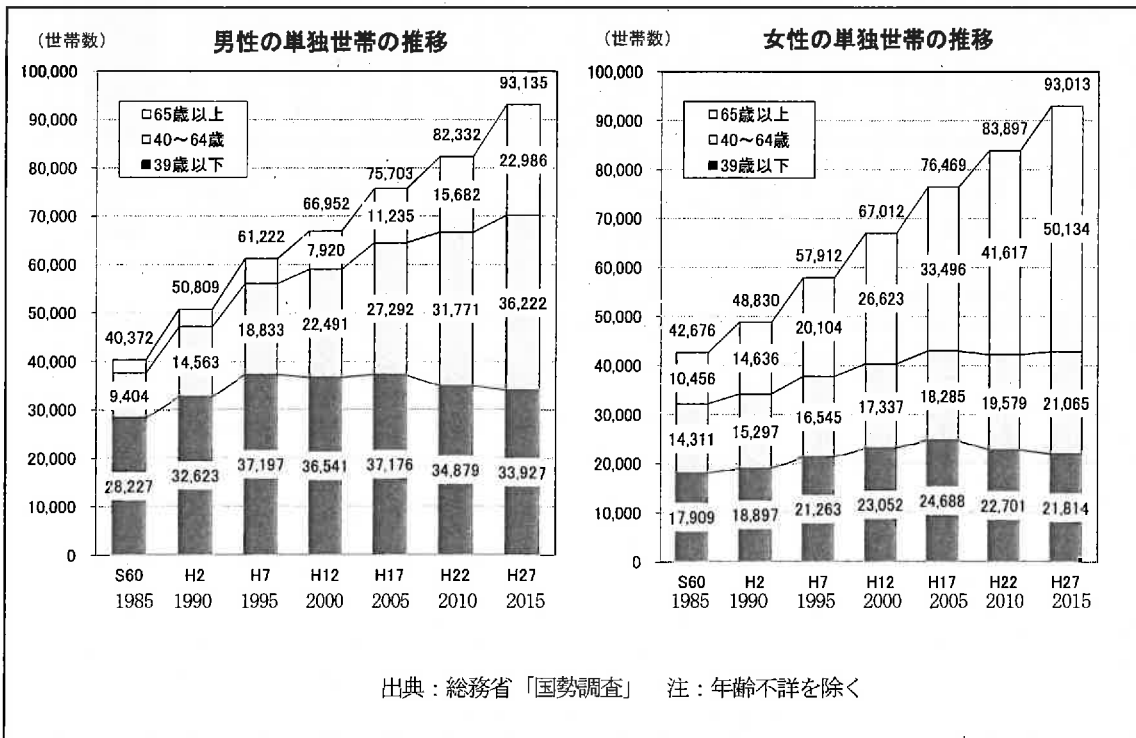
図表4 岐阜県の世帯構造の動向



図表5 岐阜県の世帯構造の変化



図表6 岐阜県の世帯構造の変化

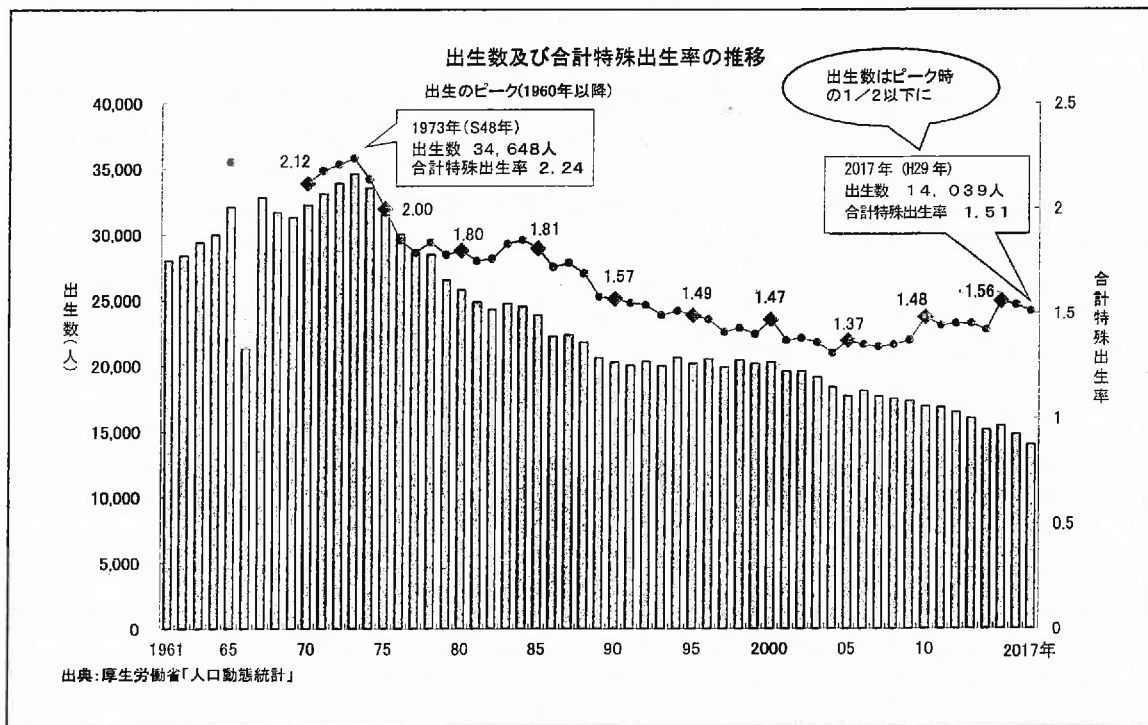


### ③ 少子化の進行

本県の出生数は、1973年(昭和48年)をピークとして減少傾向をたどり、2017年(平成29年)はピーク時の1/2以下に減少しています。

合計特殊出生率は、過去最低であった2004年(平成16年)に1.31まで落ち込んだ後、近年は改善が見られますが、母となる女性人口が減少しているため、出生数は減少を続けています。

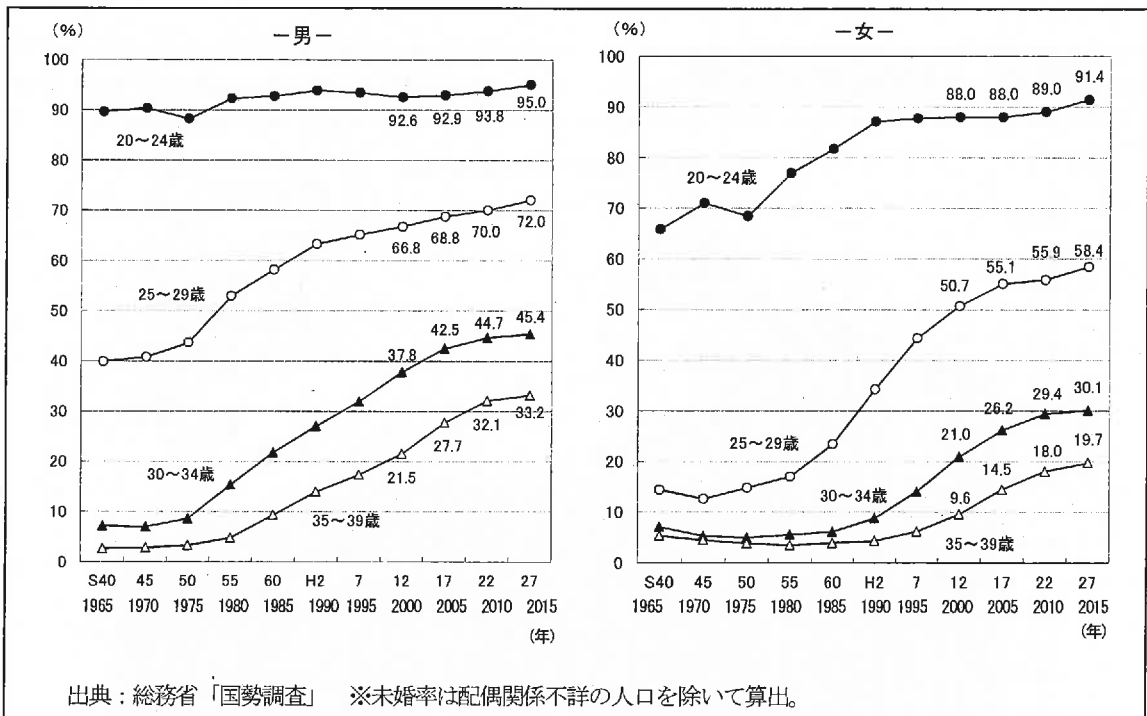
図表7 合計特殊出生率の推移



#### ④ 非婚化・晩婚化の進行

20代から30代の未婚率は、1975年（昭和50年）以降、上昇傾向が続いています。2015年（平成27年）には、30代前半では男性の半数近く、女性の約3割が未婚となっています。

図表8 年齢別未婚率の推移（岐阜県）



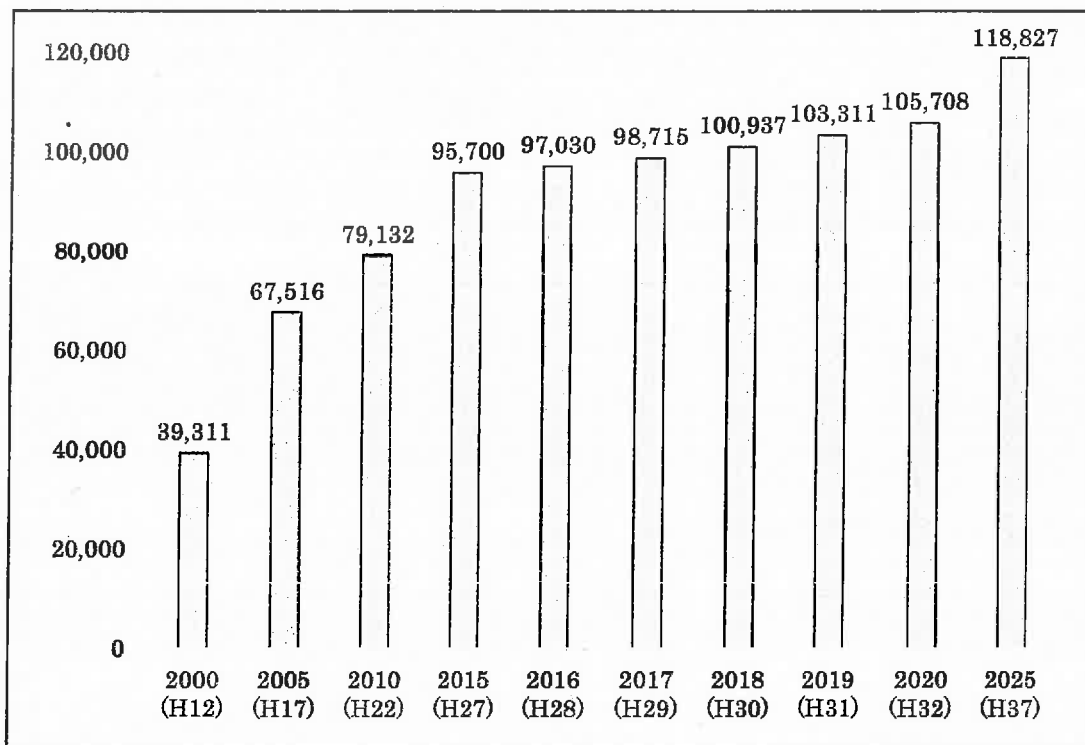
### ⑤ 福祉サービスの提供を必要とする要支援者の増加

高齢者に関する状況では、高齢化の進行にともなって、要支援・要介護認定者数は増加を続け、2016年（平成28年）の約9万7千人から2025年には約11万8千人に及ぶと推計しています。

障がい者に関する状況では、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、県人口に占める割合も年々増加の傾向にあります。

生活保護に関する状況では、世帯類型別の保護世帯数の推移をみると、高齢者世帯が増加傾向にあります。世帯類型別の構成割合の推移でも、高齢者世帯の割合は増加傾向にあり、2015年度（平成27年度）には全体の約50%を占めています。

図表9 岐阜県の要介護認定者数等の推計



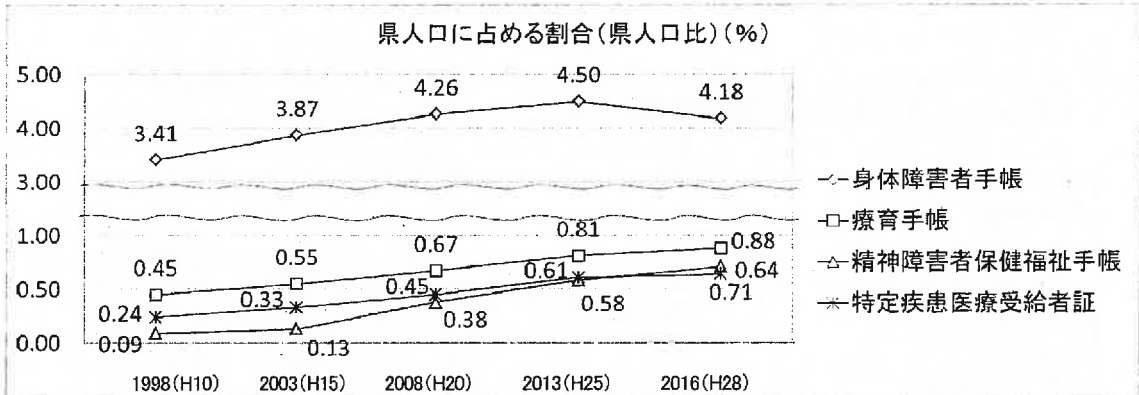
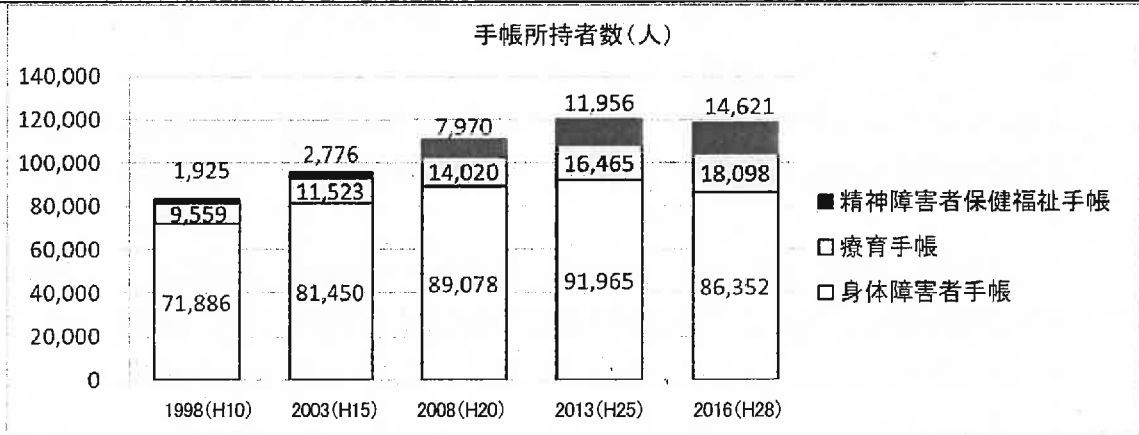
資料：介護保険事業状況報告（年報）

※2000（H12）年～2016（H28）年は実績値、2017（H29）年～2025（H37）年は推計値（2018（H30）年3月推計）

出典：第7期岐阜県高齢者安心計画

図表10

岐阜県の手帳所持者数



(単位:人、%、各年度末現在)

	1998(H10)		2003(H15)		2008(H20)		2013(H25)		2016(H28)	
	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比
手帳所持者(合計)	83,370	3.95	95,749	4.55	111,068	5.31	120,386	5.89	119,071	5.76
身体障害者手帳	71,886	3.41	81,450	3.87	89,078	4.26	91,965	4.50	86,352	4.18
療育手帳	9,559	0.45	11,523	0.55	14,020	0.67	16,465	0.81	18,098	0.88
精神障害者保健福祉手帳	1,925	0.09	2,776	0.13	7,970	0.38	11,956	0.58	14,621	0.71
特定疾患医療受給者証	5,075	0.24	6,898	0.33	9,315	0.45	12,414	0.61	13,246	0.64

※人口は住民基本台帳に基づく人口による。2008年度(平成20年度)までは3月31日、2013年度(平成25年度)以降は1月1日時点。

出典: 第2期岐阜県障がい者総合支援プラン

図表 11 世帯類型別の保護世帯数の推移（全国）

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移

年次	高年齢者世帯	母子世帯	高齢者・障害者世帯	その他世帯	稼働年齢層が含まれる
1997 平成 9年度	27.6	5.2	25.9	4.2	
1998 平成10年度	28.5	5.5	26.8	4.5	
1999 平成11年度	29.2	5.8	27.9	5.0	
2000 平成12年度	30.1	6.3	29.1	5.5	
2001 平成13年度	31.9	6.8	30.4	6.2	
2002 平成14年度	33.4	7.5	31.9	7.2	
2003 平成15年度	34.9	8.2	33.7	8.5	
2004 平成16年度	36.5	8.7	35.0	9.4	
2005 平成17年度	38.2	9.1	39.0	10.7	
2006 平成18年度	39.8	9.3	39.7	11.0	
2007 平成19年度	41.5	9.8	40.1	11.1	
2008 平成20年度	43.4	9.3	40.7	12.2	
2009 平成21年度	45.3	10.0	43.6	17.2	
2010 平成22年度	47.4	10.9	46.6	22.7	
2011 平成23年度	49.5	11.3	48.9	25.4	
2012 平成24年度	51.6	11.4	47.5	28.5	
2013 平成25年度	53.7	11.2	46.5	28.8	
2014 平成26年度	55.8	10.8	45.4	28.1	
2015 平成27年度	57.9	10.4	44.2	27.2	
2017 平成29年2月	60.0	9.9	43.0	26.3	

【資料】 2011 年度（平成 23 年度）以前は福祉行政報告例、2012 年度（平成 24 年度）以降は被保護者調査（2015 年度（平成 27 年度）以降は速報値） ※高齢者世帯の 90.8%が単身世帯（2017 年（平成 29 年）2 月（概数））

注：世帯数は各年度の 1 か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

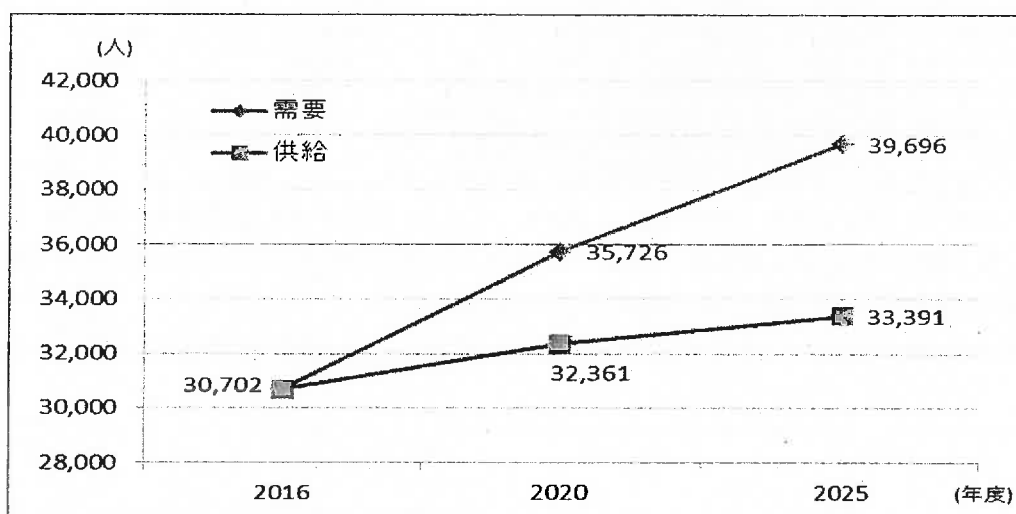
出典：生活保護制度の現状について（厚労省社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 2017（H29）. 5. 11）

## ⑥ 人口減少・少子高齢化による人材不足

急速な少子高齢化の進行により日本全体の労働力は減少しており、様々な業種で人材不足となっています。本県の介護人材の推計では、2025年に約6,300人の人材不足が見込まれています。

また、民生委員やボランティア等、地域福祉の担い手不足、高齢化による後継者不足も課題となっています。県が実施した「地域のつながりに関するアンケート」結果によると、地域活動に参加している人が地域団体の活動や運営面の課題として回答したもののうち、担い手の不足や高齢化、参加者の減少・固定化が高い割合となっています。

図表12 県の介護人材必要数推計



出典：2025年に向けた介護人材に係る需給推計(厚労省)

### 【岐阜県における有効求人倍率】

	全体(全産業)	介護関連の職業
有効求人倍率	2.03倍	5.49倍

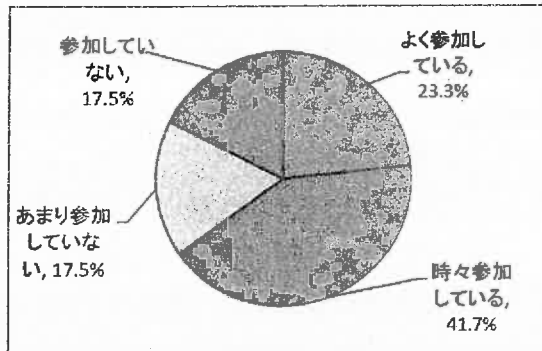
資料：岐阜労働局発表資料  
(2018年11月分)



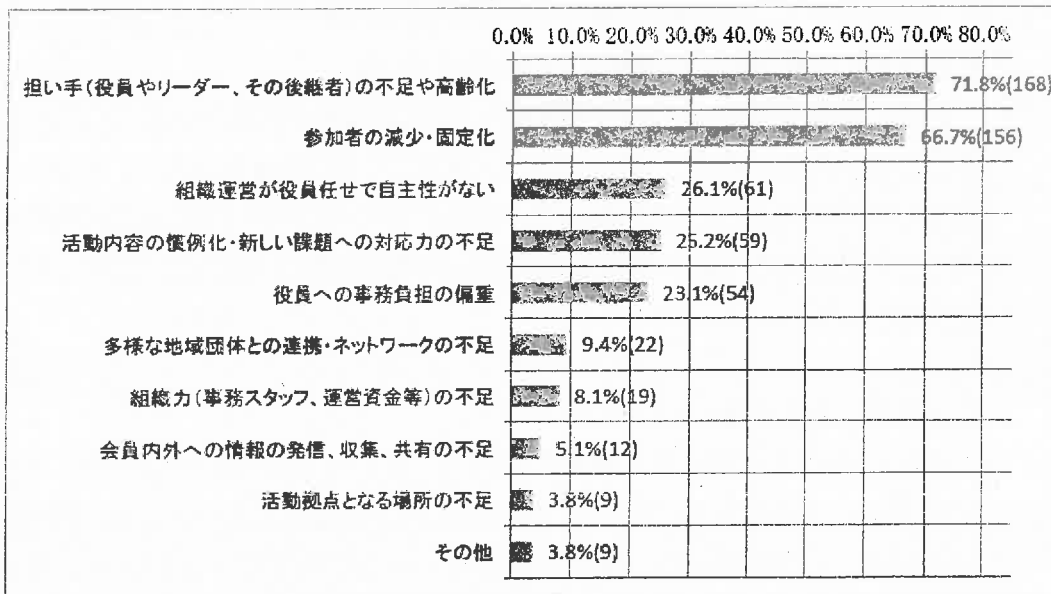
図表13 地域のつながりに関するアンケート

問4 あなたは現在、お住まいの地域で、地域活動※に参加していますか。次の中から1つあげてください。(※地域活動の例：自治会・町内会の活動、子ども会や老人クラブの活動、防犯や防災団体の活動、地域福祉団体の活動、まちづくり団体の活動等)

	人数	割合
よく参加している	84	23.3%
時々参加している	150	41.7%
あまり参加していない	63	17.5%
参加していない	63	17.5%
計	360	100.0%



問6 (問4で「よく参加している」「時々参加している」と答えた方)地域団体の活動や運営面での課題としてどのようなものがあると思いますか。次の中から主なものを3つまであげてください。〈複数回答:回答者数234、回答総数569〉



※「その他」のうち主なもの…行政との協働、自治会費の負担が大きい等

出典：県政モニターアンケート調査結果「地域のつながりに関するアンケート」(2015年(平成27年)県環境生活政策課)

## ⑦ 各分野における制度改正～「地域共生社会」の実現に向けて～

2016年（平成28年）に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現が盛り込まれました。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であり、その実現に向けて各福祉分野の制度が改正されています。

### 1) 高齢福祉分野

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の構築を進めるため、2015年（平成27年）4月施行の介護保険法の改正により、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）は市町村が取り組む地域支援事業に移行され、多様なサービスの提供が可能となり、地域の実情に応じた取組ができるようになりました。

市町村は、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置に取り組むこととされました。

また、地域支援事業に、在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられ、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となっています。

### 2) 障がい福祉分野

地域社会における共生の実現に向けて、2013年（平成25年）4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策が講じられました。

2016年（平成28年）には、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行

われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。

また同年4月に、障がい者に対する差別的取り扱いの禁止等が盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

2017年（平成29年）には、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。

### 3) 子ども・子育て分野

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進するため、2012年（平成24年）に「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015年（平成27年）に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この制度により、すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実するための取組が進められています。

2016年（平成28年）に改正された「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から被虐待児への自立支援まで、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、児童相談所の専門性や法的機能の強化、市区町村における相談体制の強化等が図られています。

また、2017年（平成29年）に施行された改正母子保健法では、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を切れ目なく実施するために、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の設置が市町村の努力義務として位置付けられました。

## ⑧ 社会福祉法人の地域における公益的な取組

社会福祉法人は、従来から、制度に基づく福祉サービスのほか、自主的に公益的な取組を行っていましたが、2016年（平成28年）改正社会福祉法において、地域における公益的な取組が責務として明記され、社会福祉法人が地域社会に果たすべき役割が大きなものとなっています。

「地域における公益的な取組」とは、①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること、②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること、③無料又は低額な料金で提供されること、という3

つの要件のすべてを満たすことが必要であり、2018年（平成30年）1月には国通知により、その解釈が明確化されました。

地域の要支援者に対する相談支援、見守り・移動等の生活支援、地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動、地域住民に対する福祉教育等、社会福祉法人が培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

### ⑨ その他の地域社会を取り巻く状況

社会が多様化する中で、地域生活課題（※）は複合化・複雑化しており、高齢、障がい、子ども・子育て等の分野・制度ごとの「縦割り」では解決することが困難になっています。また、安定した雇用が減少し世帯構造も変化して、現役世代を含めて生活困窮者の増大が顕著になっています。

※地域生活課題とは、福祉サービスを必要とする地域住民とその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立に関する課題、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での様々な課題。

## 2 地域福祉の推進について

### ① 地域福祉の推進とは

地域共生社会の実現に向けて、2018年（平成30年）4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民や福祉関係者（事業者、ボランティア）が、世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療、地域社会からの孤立等も含めた地域生活課題を把握するとともに、支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉推進の理念が明確化されました。

#### ■社会福祉法（地域福祉の推進）

※下線部は2018年（平成30年）4月1日改正部分

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### ② 地域福祉の方向性

少子高齢化、核家族化等の進行により、世帯あたりの人数が減少し、高齢者のみの世帯、高齢者の一人暮らし世帯が増加しています。また、経済・社会環境の変化による地域のつながりの希薄化や、人口減少の進行による地域の担い手不足により、地域で支え合うことが困難になっています。

地域の中で、すべての人が孤立することなく安心して暮らし続けるためには、「自助、互助、共助、公助」が連携・連鎖することにより、それらが各々の役割や特性を生かしながら、包括的かつ継続的に役割を發揮し、提供される必要があります。

しかし、それらの役割や特性は地域によって異なるため、一律の方法ではなく、地域の実情に応じた連携のあり方や方法を、地域住民や福祉関係者、関係機関が協働し、取組を進めていくことが重要です。

### ③ 本県における今後の地域福祉推進の方向性

少子高齢化・人口減少が進行する中で、地域住民、福祉関係者、関係機関等、各々が特性を生かしながら役割を發揮し、地域の実情に応じた取組を進めていくことができるよう、地域福祉施策を展開していきます。

#### ○地域の課題を「我が事」に

社会環境の変化、人口減少等の進行により、地域のつながりが希薄化しており、住民同士で支え合うことが困難となっています。住民が主体的に地域を作るために、住民が地域の課題を他人事とせず「我が事」として捉え、つながる仕組みづくりが必要です。

#### ○「縦割り」から「丸ごと」へ

従来、公的な支援制度は、高齢者、障がい者、子ども等の対象者ごとに整備されてきました。しかし、昨今、個人や世帯の課題は、様々な分野の課題が絡み合って・複合化・複雑化しており、課題に対して総合的な支援を必要とする状況がみられ、制度や分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的な支援制度では対応が困難になっています。

地域における多様なニーズに的確に対応していくためには、個人や世帯が抱える様々な課題に対して、分野を問わず包括的に支援するという「丸ごと」の支援体制が求められています。

#### ○社会的な孤立を生まない多機関によるネットワークづくり

社会環境の変化、少子高齢化、核家族化、人口減少等の進行により、地域のつながりの希薄化や家庭機能の低下が生じています。このような「つながり」の弱まりを背景に、他者との接触がほとんどない「社会的孤立」、働いていない50代の子を80代の親が面倒を見ている「8050」、支援を必要とする人が自ら積極的にSOSを発信しない「ひきこもり」等、適切な支援につながりにくい問題が顕在化しています。これらの問題を早期に把握し、適切な支援が行えるよう、福祉関係以外の機関も含めた多機関によるネットワークづくりが必要です。

#### ○人口減少を見据えた福祉人材の確保

高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加や複雑化する支援内容に対応するためには、より多くの福祉人材が必要となります。しかし、人口減少・急速な少子高齢化

の進行により、様々な業種で人材不足となっており、今後福祉人材を増加させることは、現状よりも一層困難になることが見込まれます。

また、住民による地域での支え合いを担う人材も不足しています。「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を図るためには、専門的な福祉人材だけでなく、ボランティア等、多様な担い手を育成することが必要です。

福祉サービスや地域での支え合いを持続可能なものとするために、福祉分野における専門的な人材の確保と、地域福祉を担う人材の確保が急務となっています。

### ○新たに顕在化した地域生活課題への対応

高齢化の進行にともなう認知症高齢者の増加等により、成年後見制度の利用促進等、権利擁護体制の充実が求められています。

また、買物や通院のための移動手段の確保等、公的支援制度が対象としないような身近な地域生活課題への支援、生活困窮者への支援等、地域において新たな課題が顕在化しています。

これらの課題に対して、地域の実情に応じた対応が必要であるとともに、課題によっては市町村を通ずる広域的な視点が必要となります。

## 第3章

# 計画の理念と施策体系

## 1 理念

### 誰もが参加・協働し、安心して暮らせる地域づくり

住み慣れた家・地域において、孤立することなく安心して暮らし続けることは、誰もの共通した願いです。医療的ケアや介護が必要な状態になっても、高度・専門的なケアを受けながら、家族や地域の支えを受けて、これまでと変わらない「その人らしい安心のある自立した生活・人生」を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。

しかし、家族構成の変化や人口減少により、近年、地域包括ケアシステムを支える「自助」「互助」の力が弱まっています。また、昨今では多様かつ複合的な課題を抱え、従来の高齢者、障がい者、子ども等対象者別の公的支援では十分に対応しきれないケースも増えています。

本計画では、住み慣れた地域において社会的に孤立することなく、いつまでも安心して暮らし続け地域住民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現のため、地域を構成するすべての人が「支え手」「受け手」といった役割に固定されることなく、だれもが「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることによる包括的な支援体制の構築をめざし、「誰もが参加・協働し、安心して暮らせる地域づくり」を理念として掲げます。

理念の実現に向けての基本となる施策として、少子高齢化・人口減少が進行する中で、地域で課題を解決していくという地域力や、お互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力を高めるため、「地域における分野横断的な支援体制の整備」「市町村の地域福祉推進への支援」「福祉人材の確保・育成」「福祉サービスの適切な利用促進」「市町村における包括的な支援体制整備への支援」の5つを基本施策として掲げます。

また、5つの基本施策の推進のため24の施策を掲げるとともに、24の施策ごとに現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取組方針及び目標等を設定しました。

なお、この24の施策は、社会福祉法及び国策定指針で盛り込むべきとされた施策項目とも整合するものとなっています。



## 2 施策体系

社会福祉法 (盛り込むべき5つの施策)	県計画の施策の柱
<p>1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p>	<p>1 地域における分野横断的な支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携</li> <li>(2) 高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項</li> <li>(3) 制度の狭間の課題への対応</li> <li>(4) 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備</li> <li>(5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</li> <li>(6) 居住に課題を抱える人への横断的支援</li> <li>(7) 就労に困難を抱える人への横断的支援</li> <li>(8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援</li> <li>(9) 市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援</li> <li>(10) 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進</li> <li>(11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援</li> <li>(12) 地域住民等が集う拠点の整備</li> <li>(13) 地域住民主体の地域づくりを推進する圏域と、各福祉分野の圏域、他分野の圏域との考え方・関係の整理</li> <li>(14) 地域づくりにおける官民協働の促進、地域住民等が主体的に課題を解決していくための財源確保</li> <li>(15) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築</li> <li>(16) 全庁的な体制整備</li> </ul>

<b>社会福祉法</b> <b>(盛り込むべき5つの施策)</b>	<b>県計画の施策の柱</b>
<b>2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</b>	<b>2 市町村の地域福祉推進への支援</b> (1) 市町村に対する支援 (2) 県内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供 (3) 地域福祉推進の中核団体としての社会福祉協議会への支援
<b>3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</b>	<b>3 福祉人材の確保・育成</b> (1) 福祉人材の確保及び福祉従事者に対する研修体制の整備
<b>4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</b>	<b>4 福祉サービスの適切な利用促進</b> (1) 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進
<b>5 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項</b>	<b>5 市町村における包括的な支援体制整備への支援</b> (1) 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築 (2) 県域で推進していく施策の企画・立案 (3) 住民主体の地域づくりを進めていくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり

## 第4章

## 施策の内容

### 1 地域における分野横断的な支援体制の整備

#### (1) 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携

##### 現状と課題

- 課題を抱える人は、支援の「受け手」として捉えられてきましたが、障がいのある人が農業分野で活躍する「農福連携」にみられるように、課題を抱える人が「支え手」となり、地域で活躍しながら課題の解決にもつながる取組が広がっています。
- 課題を抱える人の就労や活躍の場を確保するためには、福祉以外の分野との連携を図り、企業等における働く環境づくりを促進する取組が必要となっています。

##### 施策の方向性

- 課題を抱える人の就労や活躍の場の確保を図るため、地域の企業等との連携を図ります。

##### 具体的な施策

- 生活困窮者の就労に向け、就労体験先となる企業の開拓を行うため他分野との連携を図ります。
- 障がい者の就労受入体験や、機械・器具の購入等に対する助成、農業就労支援サポーターの派遣等、農業分野における障がい者の就労拡大（農福連携）を図ります。
- 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等が地域に定着できるよう、住居の確保や就労先となる協力事業主の確保を図ります。
- 課題を抱える人の就労や活躍の場の確保を図るため、企業等を対象とする研修会を開催します。

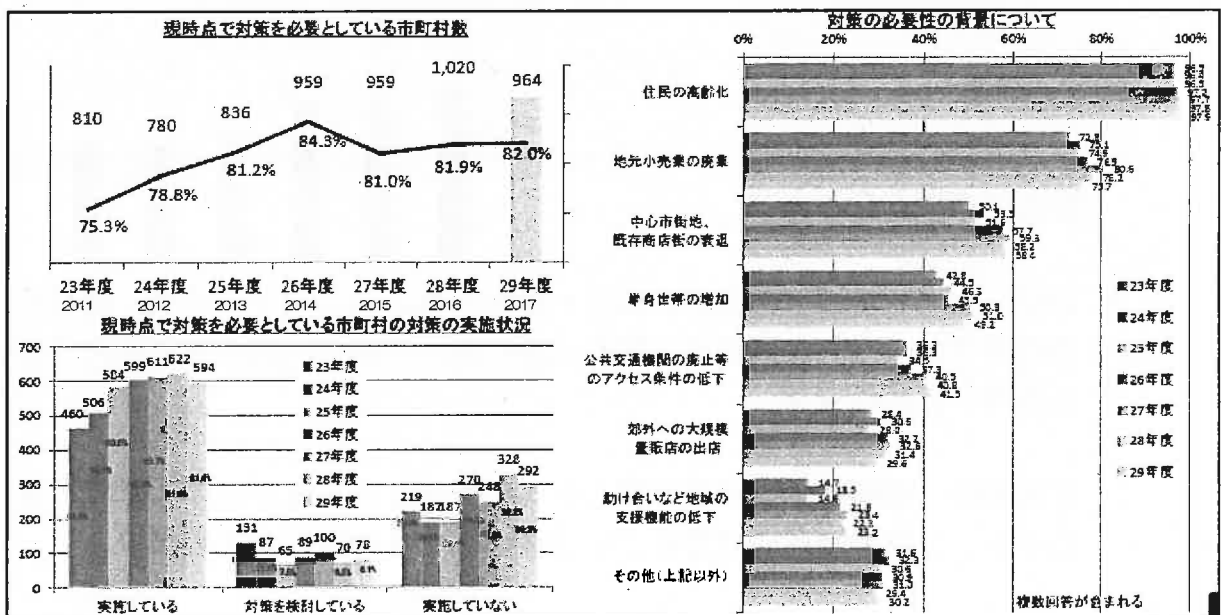
## (2) 高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項

### 買物弱者支援・移動支援等、生活支援の充実

#### 現状と課題

- 高齢化に伴い、買物弱者支援や移動支援等、公的な福祉サービスだけでは対応が困難な地域生活課題が増えています。
- 2018年（平成30年）6月に実施した県民アンケート（70～73ページ参照）において、高齢者の日常生活に関する福祉施策として、行政が「重点的に取り組む必要があること」として、複数回答のうち「外出の際の移動手段の整備」が45.1%、「買物支援の整備」が30.6%となっています。
- 農林水産省による「食料品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査結果では、対策が必要と回答した市町村の割合は82%で、対策を必要とする背景としては「住民の高齢化」が最も高く、次いで「地元小売業の廃業」「中心市街地、既存商店街の衰退」「単身世帯の増加」となっています。

【買物弱者(食料品アクセス問題)の対策の必要性と背景】



【出典】農林水産省「食料品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査結果(2018年(平成30年)3月)

### 施策の方向性

- 買物支援や移動支援が必要な人に対して、地域の実情に応じた支援を行います。

### 具体的な施策

- 買物弱者支援、移動支援事業を行う市町村を支援します。
- 買物弱者支援・移動支援の県内外の先進的な取組を集めたマニュアルを作成し、地域の実情に応じた生活支援の充実を図る市町村の取組を支援します。

## パーキングパーミット制度（ぎふ清流おもいやり駐車場制度）の推進

### 現状と課題

- 障がい者等用駐車場について、「不適正利用がある」「見た目上障がいがあるとわからない方が利用しづらい」といった問題を解決することを目的に、利用できる対象者（歩行が困難な方）の要件を設定し、利用証を交付する「パーキングパーミット制度」が全国で導入されてきています。

### 施策の方向性

- 2019年度に導入予定のパーキングパーミット制度の適正な運用が図られるよう、啓発活動を行うとともに、登録駐車場の確保に努めます。

### 具体的な施策

- 障がい者等用駐車場の適正な利用を図るため、障がい者等用駐車場を利用できる対象者の要件を設定し、利用証を交付する「パーキングパーミット制度」を導入し、制度の普及啓発に取り組みます。
- 障がい者や高齢者等すべての人が外出しやすいよう、県内各地にある公共施設を中心にバリアフリー情報をまとめた福祉ガイドマップ「おでかけタウンマップぎふ」の情報を広く提供します。

## 福祉のまちづくりの推進

### 現状と課題

- 県では、1998年（平成10年）に「岐阜県福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者、障がい者を含む、すべての県民が自らの意志で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を進めています。
- 「岐阜県福祉のまちづくり条例」では、施策の基本方針として、①県民意識の高揚、②公共的施設の整備の促進、③高齢者、障がい者等の社会参加の促進を掲げ、福祉のまちづくりに向け、県民総参加による取組を目指しています。
- 2016年（平成28年）4月には障害者差別解消法が施行され、地方公共団体等は障がいのある人に対する合理的な配慮を提供することが求められ、そのためのバリアフリー等の環境整備に努める必要があります。

### 施策の方向性

- 高齢者、障がい者等の安全・安心な地域生活を確保するために、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン等の普及等、誰にも優しい福祉のまちづくりを推進します。

### 具体的な施策

- 福祉のまちづくりに関する普及啓発等を行い、県民意識の一層の高揚を図ります。
- 障がい者等が安心して通行できる歩行空間の確保や交通安全施設の整備等を推進します。
- 県有施設において、スロープや多目的トイレの設置、トイレの洋式化等、計画的にユニバーサルデザイン化を進めます。
- 広報物等において視覚に障がいのある人が見やすい字体（ユニバーサルデザインフォント等）や文字と背景の見分けやすい配色を選ぶなど、デザインに配慮します。

## 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 現状と課題

- 県の75歳以上人口は2025年頃まで、85歳以上人口は2035年頃まで増加を続けると推計されています。また、2040年になると、団塊ジュニアが65歳を超え、高齢者が増加すると推計されています。
- 高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする方も増加し、また、介護の必要はなくても、一人暮らしや健康に不安を抱える等、何かしらの支援を必要とする方が増加すると考えられています。

### 施策の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進し、支援を必要とする高齢者やその家族も安心して生活できる地域づくりを支援します。

### 具体的な施策

- 「岐阜県高齢者安心計画」「岐阜県保健医療計画」に基づき実施します。

## 障がい者が安心して暮らせる社会環境づくり

### 現状と課題

- 県では「岐阜県障がい者総合支援プラン」を策定し、障がい者施策の一層の推進と、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ってきました。
- 2016年（平成28年）4月には障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、「岐阜県障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を制定しました。
- また、2018年（平成30年）4月には手話に対する県民の理解促進と普及促進を図るとともに、障がいのある人がそれぞれ障がい特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう「岐阜県手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」を制定しました。

- 一方、国においては、2016年（平成28年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の改正が行われてきました。

#### **施策の方向性**

- 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会環境づくりを推進し、障がい児者やその家族が安心して生活できる地域づくりを支援します。

#### **具体的な施策**

- 「岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づき実施します。

### **子どもを安心して生み育てることができる地域づくり**

#### **現状と課題**

- 県では、2007年（平成19年）3月に、少子化の問題に地域で主体的に取り組む必要があるとの認識に立ち、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」を制定し、条例に基づき少子化問題に積極的に取り組んできました。
- 合計特殊出生率は下げ止まりの傾向が見られますが、出生数は減少を続けており、少子化という大きな流れを変えるまでには至っていません。
- 少子化は行政だけの問題ではなく、社会を構成するすべての人の将来に関する問題であるとの危機感を共有しつつ、県民、家庭、地域社会・地域を支える住民組織、児童福祉施設・学校、企業・労働者、市町村、県が連携しながら、それぞれの立場で可能なことに取り組んでいくことが極めて重要となっています。

#### **施策の方向性**

- どの地域においても安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの設置や地域の実情に合わせた子育て支援を推進します。

#### **具体的な施策**

- 「岐阜県少子化対策基本計画」に基づき実施します。



### (3) 制度の狭間の課題への対応

#### 多機関との連携による総合相談支援体制の構築支援

##### 現状と課題

- 地域生活課題に対する公的な相談支援体制は、これまで高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉分野ごとに構築が図られてきました。
- 近年、社会環境の変化や生活環境の多様化、少子高齢化の進行等により、地域生活課題が複合化・複雑化し、福祉分野ごとの体制だけでは、その解決が困難になっています。
- 例えば、ひきこもりや社会的孤立等、抱えている課題を対象とする制度や法律がない「制度の狭間」となる課題は、どこにも相談ができない状況が生じ、問題が深刻化する恐れがあります。また、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）等、世帯の課題が複合化しており、ひとつの福祉分野だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースが顕在化しています。
- このような中、2018年（平成30年）4月1日に改正社会福祉法が施行され、第106条の3第1項により、市町村は包括的な支援体制を整備するよう努めることと規定されました。
- 包括的な支援体制の整備への取組は、市町村の組織体制や福祉サービスの状況等、市町村の実情によって異なります。地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備が求められています。

##### 施策の方向性

- 制度の狭間となる課題や複合化・複雑化する課題を抱える人や世帯を早期に把握し、適切な支援につなげるために、市町村における包括的な相談支援体制の構築を支援します。

##### 具体的な施策

- 複合化・複雑化する課題を抱える人や、既存の制度に位置づけられていないが何らかの支援を必要とする人にも対処する、ワンストップかつ包括（総合）的な相談窓口を各市町村に設置できるよう支援します。

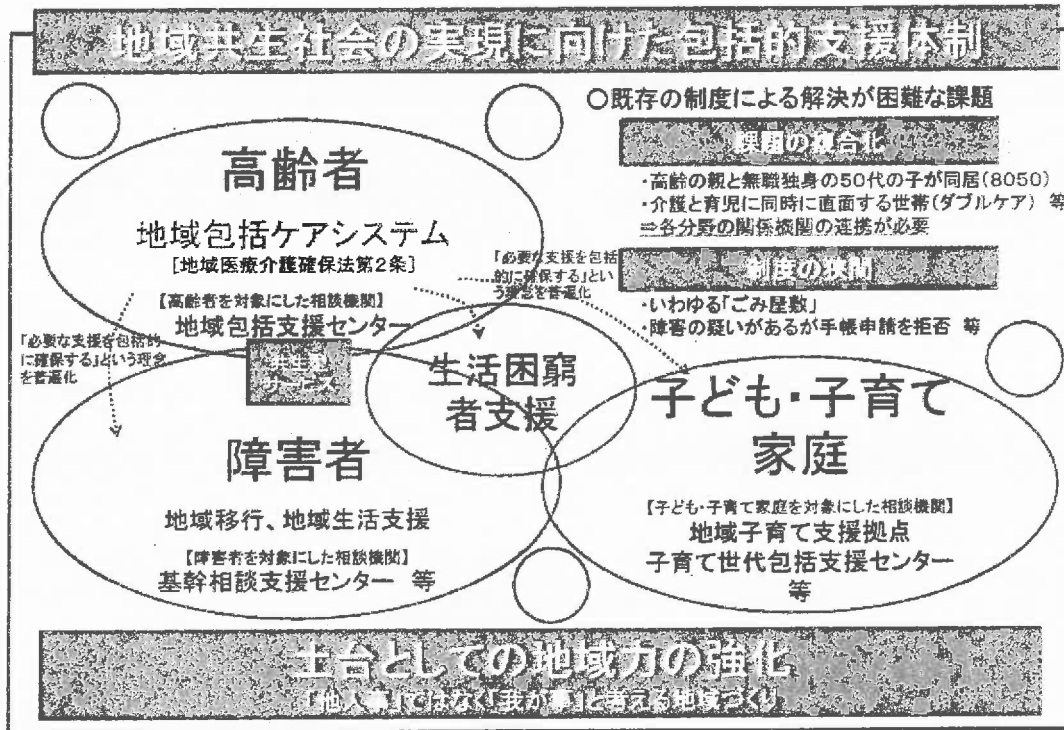
- 市町村における包括的な相談窓口において、複合化・複雑化した課題を解決するために関係機関との連絡調整等を担う「相談支援コーディネーター（仮称）」を養成します。
- 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター等各福祉分野の相談機関を集めた会議の開催等により、各相談機関の分野横断的な連携を図ります。

### 【社会福祉法の改正】

**■社会福祉法（包括的な支援体制の整備）** ※2018年(平成30年)4月1日改正により追加

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 3 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業



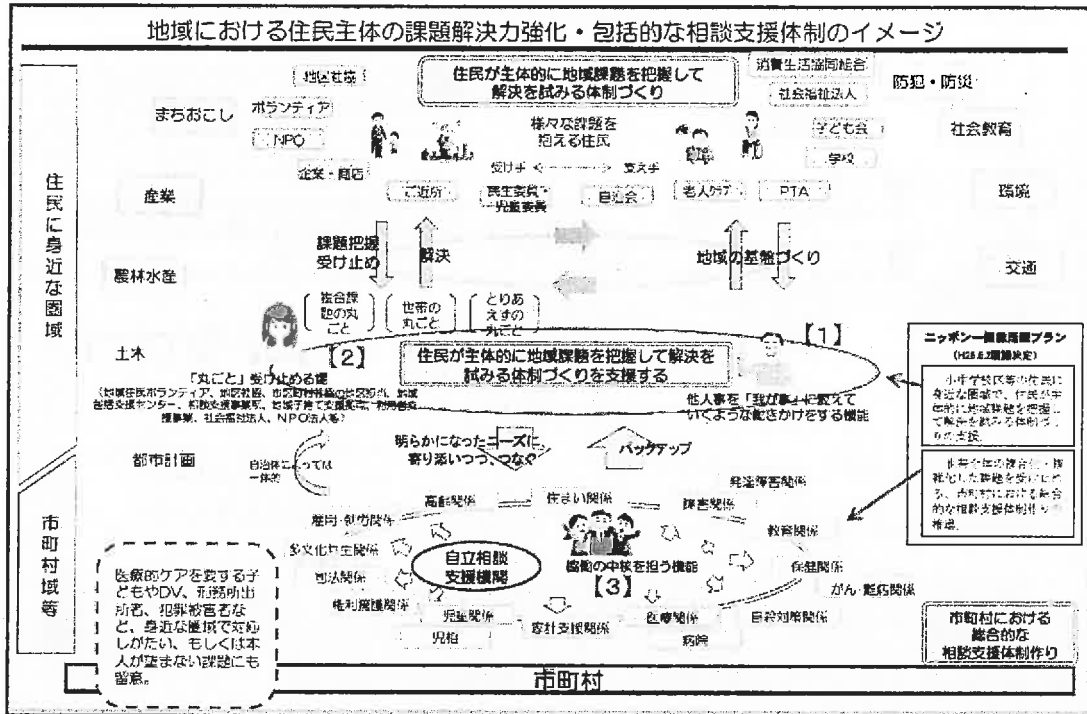
出典：地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料  
(厚生労働省 2017年(平成29年)9月25日)

### 【「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備】

	<現在>	<対応>	<できるようになること>
対応ができていないニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談する先がわかっていない課題</li> <li>自ら相談に行く力がある</li> </ul>	<p>市町村における包括的な支援体制の整備</p> <p>【1】「他人事」が「我が事」になるような環境整備 ・住民参加を促す人への支援 ・住民の交流拠点や機会づくり</p> <p>【2】住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり ・地区社協、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点等を実施</p> <p>【3】公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり ・生活困窮者自立相談支援機関などが中核</p> <p>&lt;第106条の3&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が課題を抱えた人や世帯に、「安心して気づく」ことができる</li> <li>課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる</li> <li>世帯の複合課題や制度の対象にならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら、解決することができる</li> <li>地域住民と協働して新たな社会資源を作り出すことができる</li> <li>本人も支える制(抱い手)にもなり、生活の張りや生きがいを見出すことができる</li> </ul>
対応ができていないニーズ	<p>各分野の相談機関で対応 ・地域包括支援センター ・相談支援事業所(障害)等</p> <p>◎世帯の複合課題 ➢ 本人又は世帯の課題が複合(8050、ダブルケア等)</p> <p>◎制度の狭間 ➢ 制度の対象外、基準外、一時的なケース。</p> <p>◎自ら相談に行く力がない ➢ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除 ➢ 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り(地域の権威力の脆弱化) ※「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い</p>	<p>小中学校区等の圏域</p> <p>市町村域等</p>	

出典：地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料  
(厚生労働省 2017年(平成29年)9月25日)

## 【包括的な相談支援体制のイメージ】



出典：地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料  
(厚生労働省 2017年(平成29年)9月25日)

## 【包括的な支援体制】

包括的な支援体制とは

- 包括的な支援体制の整備とは、高齢、障がい、子ども・子育て等の分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケース等を確実に支援につなげ、かつ、包括的な支援体制の中で、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行うことです。
- 相談体制としては、複合的な課題の相談に対してワンストップかつ包括的に対応する窓口の設置、既存の相談支援機関を窓口として活用し、関係機関・関係課等との連携を強化し複合的な課題を調整する分野横断的なチームの設置等、市町村の実情に応じた体制を構築する必要があります。
- 包括的な相談支援体制が構築されることで、世帯の複合的な課題や制度の狭間の課題を早期に把握し、適切な関係機関につないで、多分野・多機関で連携しながら、解決を図ることができます。
- また、課題を解決する過程を通して、行政や関係機関が地域住民と協働して新たな社会資源を作り出すことや、支援を必要としていた人自身が支える側(担い手)になることもできます。

## 地域における支え合いを行う活動団体の設立及び活動支援

### 現状と課題

- 公的なサービスによる支援は、高齢者、障がい者、子ども・子育て等、各分野で充実が図られてきましたが、社会環境の変化、生活環境の多様化、少子高齢化の進行等により、公的支援だけでは解決が困難な地域生活課題が顕在化しています。
- 地域での支え合い活動は、地域住民が高齢者世帯等に対し日常生活のちょっとした手伝いを行うなど、公的制度の隙間を埋める支援であり、今後ますますそのニーズは増加すると考えられます。
- 地域住民による地域での支え合い活動の普及・拡大のためには、地域住民の意欲や活力を具体的な活動につなげ、継続的な活動としていくことが重要です。

### 施策の方向性

- すべての市町村において、世代間の交流や地域での支え合い活動が発展していくための支援を行います。

### 具体的な施策

- 地域での支え合い活動の母体となる団体の設立の推進を支援します。また、既存団体の新たな活動の展開や活動の継続を支援します。
- 県社会福祉協議会との連携のもと、地域での支え合い活動の普及・拡大を推進します。
- 県内外の先駆的・モデル的な地域での支え合い活動について、研修会等を通して県内への普及を進めます。

#### (4) 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備

##### 生活困窮者自立支援対策の推進

###### 現状と課題

- 2015年(平成27年)4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する人に対して、重層的なセーフティネットを構築しています。
- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、家計改善支援事業や就労準備支援事業等の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要です。

###### 施策の方向性

- 生活困窮者自立支援制度において努力義務とされた「家計改善支援事業」と「就労準備支援事業」を全市町村で実施できるよう支援します。

###### 具体的な施策

- 家計の改善、就労に向けた生活改善の指導を行うために必要となる人材を養成し、全市町村における事業実施を推進します。
- 市町村ヒアリング等により、各市町村での実施状況の把握、未実施市町村への支援を行います。
- 生活困窮者自立支援事業における主任相談支援員、相談支援員、家計改善支援員、就労準備支援員等、支援員に対する資質向上研修を実施します。

##### 多機関との連携による総合相談支援体制の構築支援【再掲】

###### 現状と課題

- 地域生活課題に対する公的な相談支援体制は、これまで高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉分野ごとに構築が図られてきました。

- 近年、社会環境の変化や生活環境の多様化、少子高齢化の進行等により、地域生活課題が複合化・複雑化し、福祉分野ごとの体制だけでは、その解決が困難になっています。
- 例えば、ひきこもりや社会的孤立等、抱えている課題を対象とする制度や法律がない「制度の狭間」となる課題は、どこにも相談ができない状況が生じ、問題が深刻化する恐れがあります。また、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）等、世帯の課題が複合化しており、ひとつの福祉分野だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースが顕在化しています。
- このような中、2018年（平成30年）4月1日に改正社会福祉法が施行され、第106条の3第1項により、市町村は包括的な支援体制を整備するよう努めることと規定されました。
- 包括的な支援体制の整備への取組は、市町村の組織体制や福祉サービスの状況等、市町村の実情によって異なります。地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備が求められています。

#### **施策の方向性**

- 制度の狭間となる課題や複合化・複雑化する課題を抱える人や世帯を早期に把握し、適切に支援につなげるために、市町村における包括的な相談支援体制の構築を支援します。

#### **具体的な施策**

- いくつかの複合化・複雑化する課題を抱える人や、既存の制度に位置づけられていないが何らかの支援を必要とする人にも対処する、ワンストップかつ包括（総合）的な相談窓口を各市町村に設置できるよう支援します。
- 市町村における包括的な相談窓口において、複合化・複雑化した課題を解決するために関係機関との連絡調整等を担う「相談支援コーディネーター（仮称）」を養成します。
- 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター等各福祉分野の相談機関を集めた会議の開催等により、各相談機関の分野横断的な連携を図ります。

## (5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

### 現状と課題

- 2015年（平成27年）9月に厚生労働省が取りまとめた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の分野を分け隔てなく、包括的・総合的に支援する仕組みを構築するという方向性が打ち出されました。
- 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備等、分野横断的な福祉サービスが展開されています。

### 施策の方向性

- 共生型サービス等、分野横断的な福祉サービスの展開を支援します。

### 具体的な施策

- 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを利用できる共生型サービスの充実にに向けた取組を支援します。
- 多世代交流・多機能型の福祉拠点整備の促進を図ります。

## (6) 居住に課題を抱える人への横断的支援

### 現状と課題

- 高齢者や障がい者の中には、民間賃貸住宅への入居を希望しても、病気や事故等への懸念から入居を断られるケースがあります。こうした状況は、外国籍の人や子育て世帯等においても同様であり、住宅確保に配慮が必要な人への支援が求められています。
- このような中、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され「高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅」の登録制度創設を柱とした新たな住宅セーフティネット制度が2017年（平成29年）10月に施行されました。

### 施策の方向性

- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進します。

### 具体的な施策

- 「岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき実施します。



## (7) 就労に困難を抱える人への横断的支援

### 現状と課題

- 2015年（平成27年）4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援制度の中で、任意事業とされていた就労準備支援事業が、法改正により2018年（平成30年）10月から努力義務化されました。
- 生活困窮者等、就労に困難を抱える人への支援は、本人の状況に応じた支援が必要となります。

### 施策の方向性

- 生活困窮者、障がい者、ひとり親家庭等、就労に困難を抱える人に対して、状況に応じた就労支援を行います。

### 具体的な施策

- 生活困窮者のうち就労に困難を抱える人に対して、状況に応じた日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を行います。
- 障がい者の一般就労を促進し、相談から訓練、マッチング、職場定着までトータルでサポートする拠点として、ぎふ清流福祉エリア内に「岐阜県障がい者総合就労支援センター」を整備（2020年4月開設予定）します。
- 「ぎふアグリチャレンジ支援センター」内の農福連携推進室を中心として農福連携を図り、農業分野における障がい者の就労拡大を推進します。
- ひとり親家庭のうち就労に困難を抱える人に対して、ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就労に関する相談・助言、就労支援講習会の実施、就労情報の提供を行います。
- 障がい者の就労等に対する支援として、障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を設置し、雇用、医療、保健、福祉等の関係機関との連携を図りつつ日常生活に関する助言を行います。

## (8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援

### 現状と課題

- 2006年（平成18年）10月に「自殺対策基本法」が施行、2007年（平成19年）6月に「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、個人の問題と認識されがちであった自殺は「社会の問題」として認識されるようになり、2017年（平成29年）7月には新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として推進されるようになりました。
- 本県においては、2017年（平成29年）4月に、岐阜県精神保健福祉センター内に「岐阜県地域自殺対策推進センター」を設置し、関係機関と連携・協力しながら、自殺対策を総合的に進めています。
- 課題を抱える人の状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等、自殺対策の効果的な展開も視野に入れた地域福祉の推進が求められています。

### 施策の方向性

- 自殺対策の効果的な展開を視野に入れた地域福祉の推進を図ります。

### 具体的な施策

- 「岐阜県自殺総合対策行動計画」に基づき実施します。

## (9) 市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援

### 成年後見制度における中核機関、地域連携ネットワーク体制の充実

#### 現状と課題

- 成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人を援助する人を家庭裁判所が選任し、法律的に保護する制度です。
- 高齢化の進行に伴い、特に、認知症高齢者の急増が見込まれ、高齢者等の権利を守るためには、成年後見制度の利用促進が重要となっています。
- 地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつける必要があります。
- そのためには、権利擁護・成年後見制度の利用について、住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制整備をする必要があります。
- 2016年（平成28年）に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村の連携ネットワーク・中核機関の設置に向けた支援の実施が求められています

#### 施策の方向性

- 成年後見制度利用促進のための中核機関（※）の設置に向けた支援を行うとともに、単独設置が困難な市町村に対しては、広域設置に向けた支援を行います。  
※中核機関とは、成年後見制度の利用促進のため、広報、専門職による相談支援、後見人支援、関係機関が連携するためのネットワークづくり等を担う中核的な機関。

#### 具体的な施策

- 日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の更なる利用促進等、判断能力に不安がある人への権利擁護支援を推進します。
- 裁判所等関係機関と連携し、市町村による、成年後見制度利用促進のための中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築に向けた支援を行います。
- 市町村による中核機関設置に資する研修会、情報交換会の開催、県内外の先進事例の周知等を行います。
- 障害者権利擁護センター及び高齢者権利擁護センター（仮称）を設置し、虐待防止、財産管理等、障がい者、高齢者の権利擁護を進めます。

## (10) 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進

### 高齢者や障がい者、児童に対する虐待への適切な対応

#### 現状と課題

- 高齢者や障がい者、児童に対する虐待は、家族や施設等閉鎖的な空間で行われていることが多いことから、発見しにくく、深刻になる場合もあります。
- 各分野で虐待を防止する法律が施行され、市町村等関係機関は虐待の早期発見・早期支援や連携体制の整備を進めてきました。しかし、虐待件数は増加傾向にあり、更なる対策が必要です。

#### 施策の方向性

- 社会的・身体的に弱い立場にある人を虐待から守るため、虐待防止の取組を推進します。

#### 具体的な施策

- 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の啓発活動の実施等により、高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組を推進します。
- 子ども相談センターと警察、医療機関等関係機関との連携を強化し、発生予防から早期発見・早期対応、自立支援まで切れ目ない支援を行います。
- 障害者権利擁護センター及び高齢者権利擁護センター（仮称）を設置し、虐待防止、財産管理等、障がい者、高齢者の権利擁護を進めます。【再掲】

## (11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援

### 「岐阜県再犯防止推進計画」の推進

#### 現状と課題

- 岐阜県地域生活定着支援センターは、高齢のため又は障がいの有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための支援を2010年（平成22年）から実施しています。
- 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等は、矯正施設を退所したあと生活を立て直し、再び社会の一員となって暮らすこととなりますが、仕事や住居を確保できない等の理由により、社会復帰が困難となり、再び犯罪をするケースが少なくありません。
- 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等が、県民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰し、地域に定着できるよう支援することにより、県民の犯罪被害を防止することが必要です。

#### 施策の方向性

- 安全・安心な地域づくりのために、犯罪をした人の再犯を防ぎ、地域に定着できるように、再犯防止計画の推進を図ります。

#### 具体的な施策

- 「岐阜県再犯防止推進計画」に基づき実施します。

## (12) 地域住民等が集う拠点の整備

自治会や地域懇談会等の場を通じた、地域生活課題の把握と課題解決に向けた取組支援

### 現状と課題

- 地域の課題は、地域の地理的な状況や住民のつながりの程度、福祉関係事業者、NPO、ボランティアの状況等により、地域によって様々です。
- また、少子高齢化・人口減少の進行により、住民同士のつながりや地域で支え合う力は弱くなり、生活困窮者等、問題を抱えている人を早期に発見しづらくなっています。

### 施策の方向性

- 自治会の集まりや地域懇談会、認知症カフェ、子育て支援拠点等における活動を通じ、地域生活課題や地域との関わりが少ない人が抱える課題を把握し、課題解決に向けた取組を支援します。また、そうした活動を行う「場」として、古民家や空き店舗等既存施設を活用した拠点の整備を支援します。

### 具体的な施策

- 問題を抱えた人だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる「場」や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備を推進します。
- 地域住民自らが、地域の課題に向き合い、その解決や改善に向けた提案や、活動が行えるような仕組みづくりのきっかけとして、各地域において福祉懇談会・座談会の開催を支援します。
- 地域住民による地域での支え合い活動を行う団体（ボランティア、NPO等）の立ち上げを支援します。
- 地域の課題解決に向けた取組を支援するため、地域課題の内容に応じて、各分野の専門家や県コミュニティ診断士等、アドバイザー及びコーディネーターの派遣を行います。

- 県内外の先駆的・モデル的な取組について、研修会等を通して県内への普及を進めます。
- 子ども食堂を実施又は支援する市町村に対して支援するとともに、生活困窮家庭やひとり親家庭の子ども等に対する学習支援を実施します。

### **防災等安全安心への取組を通じた地域生活課題を考える機会の提供**

#### **現状と課題**

- 2014年（平成26年）4月に改正災害対策基本法が施行され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。
- 災害に対応できる地域づくりのためには、高齢者、障がい者をはじめ、住民の円滑な避難のための支援体制の充実を図るなど地域における「自助」「共助」の強化を促進する必要があります。

#### **施策の方向性**

- 高齢者、障がい者等への支援も含めた地域の防災力向上や、地域の安全・安心の強化を図る取組を通して、住民が地域生活課題を「我が事」として捉える機会づくりを支援します。

#### **具体的な施策**

- 市町村における、地域の高齢者や障がい者等、特に配慮が必要な人の状況把握と、地域の見守り体制の構築を支援します。

### (13) 地域住民主体の地域づくりを推進する圏域と、各福祉分野の圏域、他分野の圏域との考え方・関係の整理

#### 現状と課題

- 高齢者、障がい者、子ども・子育て等の各計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域は、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる圏域とは必ずしも同じではありません。
- 地域福祉の推進を図るため、各分野における圏域の整理が必要です。

#### 施策の方向性

- 各分野における圏域を整理し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

#### 具体的な施策

- 地域福祉推進協議会等において、各分野の活動について情報交換を行い、必要に応じて各分野の圏域の考え方・関係を整理し、地域住民主体の地域づくりを推進します。



## (14) 地域づくりにおける官民協働の促進、地域住民等が主体的に課題を解決していくための財源確保

### 社会福祉法人が行う公益的な取組への支援

#### 現状と課題

- 2016年（平成28年）改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。
- 社会福祉法人においては、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

#### 施策の方向性

- 社会福祉法人が地域で行う公益的な取組を支援します。

#### 具体的な施策

- 社会福祉法人が福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら地域で行う公益的な取組を支援します。
- 社会福祉法人が地域で行う公益的な取組事例を広く周知します。

### 地域社会の一員である企業等への働きかけ

#### 現状と課題

- 少子高齢化・人口減少が進行する中で、住民同士でお互いに支え合う力や地域で課題を解決する力は脆弱になりつつあります。
- 福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠です。

### 施策の方向性

- 地域での見守り体制への参加等、企業や法人、大学が行う地域生活課題への取組を支援するとともに、企業や法人で働く人、大学生が地域活動に参加する取組を支援します。

### 具体的な施策

- 企業や法人、大学が行う地域生活課題への取組事例等を紹介し、社会貢献活動の推進を図るとともに、優れた取組を行う企業等を顕彰します。
- 仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進に積極的に取り組む県内の企業・団体の中で、特に優れた取組を行っている企業の認定・先進事例紹介等を行います。

## 地域住民が主体的に課題を解決していくための財源確保

### 現状と課題

- 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源も必要です。
- 2018年（平成30年）6月に実施した県民アンケート（70～73ページ参照）において、住民参加による地域支え合い活動を普及するために、行政が重点的に行う必要があるものとして、55.7%の人が「活動費等の支援・補助」と回答しています。

### 施策の方向性

- 地域住民が主体的に課題を解決する活動を継続的に行うための支援を行います。

### 具体的な施策

- 県内外の継続的な活動の先駆的事例紹介、継続的な活動を可能とする財源確保のための助言等、地域住民等が主体的に地域生活課題を解決していく活動の継続に繋がる支援を行います。
- 「岐阜県愛のともしび基金」を活用して社会福祉活動を行う団体等に対する支援を行います。
- 地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組を推進します。

## (15) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築

### 現状と課題

- 地域生活課題を解決するための地域づくりに資する事業は、福祉分野だけでなく、町おこし、商工、交通等、様々な分野で実施されています。
- 事業の効果的・効率的な推進のために、各分野での連携を図ることが必要です。

### 施策の方向性

- 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する事業の一体的な実施を図ります。

### 具体的な施策

- 県、市町村、市町村社会福祉協議会等で構成する圏域別地域福祉推進協議会を通じて、各分野の連携を図ります。
- 各分野で実施されている地域生活課題を解決するための地域づくりに資する事業を整理し、より効果的・効率的な実施方法を検討します。

## (16) 全庁的な体制整備

### 現状と課題

- 地域生活課題に対する公的支援は、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉分野ごとに充実が図られてきましたが、近年、地域生活課題が複合化・複雑化し、ひとつの福祉分野だけでは、その解決が困難になっています。
- 地域生活課題を抱える人や世帯を包括的に支援していくために、福祉、保健、医療等、庁内の分野横断的な連携体制の整備が必要となっています。

### 施策の方向性

- 地域生活課題を抱える人や世帯の包括的な支援に向けて、福祉、保健、医療、教育、雇用等、庁内における分野横断的な連携体制の整備を図ります。

### 具体的な施策

- 地域生活課題の解決に向けて、福祉以外の分野も含めた連携会議の開催等により、庁内関係課との連携を図ります。

## 2 市町村の地域福祉推進への支援

### (1) 市町村に対する支援

#### 市町村地域福祉計画の実践支援

##### 現状と課題

- 地域福祉計画は、社会福祉法の一部改正（2018年（平成30年）4月1日施行）により、計画に記載すべき事項として「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加され、福祉分野における共通的な事項を横断的に記載する計画となりました。
- また、社会福祉法の一部改正により、策定した地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めることとされました。

##### 施策の方向性

- 市町村ヒアリングを通じて、市町村が策定する地域福祉計画の達成に向けた助言・支援を行います。

##### 具体的な施策

- 毎年度、市町村ヒアリングを実施し、地域福祉計画の進捗管理を行うとともに、個々の実情に応じた助言や先進事例の紹介を行い、地域福祉計画の推進を図ります。
- 県、市町村、市町村社会福祉協議会等で構成する圏域別地域福祉推進協議会により、地域生活課題の解決に向けた検討や情報交換を行います。

## (2) 県内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供

### 地域における福祉資源(活動団体及び内容等)の県民への周知

#### 現状と課題

- 各地域で、地域での支え合い活動の実施率は増加しているものの、2018年(平成30年)6月に実施した県民アンケート(70~73ページ参照)において、30.8%の人が自分の住んでいる地域に「地域支え合い活動がない、知らない」と回答しています。
- 一方で、同アンケートでは49.4%の人が「地域支え合い活動に機会があったら参加してみたい」と回答しており、地域住民による地域での支え合い活動の普及・拡大のため、地域住民の意欲や活力を具体的な活動につなげ、継続的な活動としていくことが重要です。

#### 施策の方向性

- 地域での支え合い活動等、地域における福祉資源の情報を収集し、県民への周知を図ります。

#### 具体的な施策

- 地域での支え合い活動の情報を集約化し、県ホームページで広く周知します。
- 地域における各福祉サービスの情報を広く周知します。
- 県社会福祉協議会との連携のもと、地域での支え合い活動の普及・拡大を推進します。

### (3) 地域福祉推進の中核的団体としての社会福祉協議会への支援

#### 現状と課題

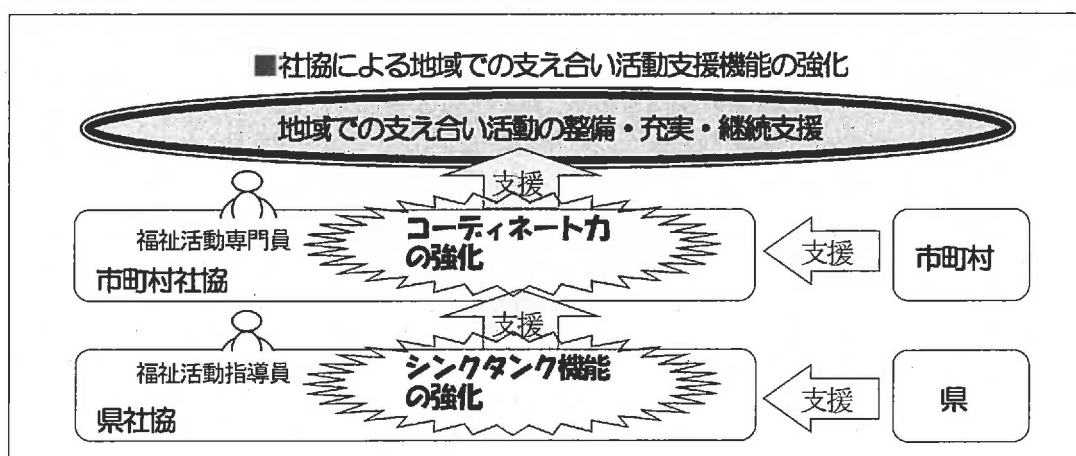
- 地域福祉の推進にあたり、社会福祉協議会の存在は欠かせません。市町村社会福祉協議会は、住民主体による福祉活動の展開、生活困窮者等に対する総合相談・支援、福祉サービスの実施等、住民に最も身近な地域福祉の推進団体としての役割を担っています。
- 県社会福祉協議会は、広域的な観点から、市町村社会福祉協議会を支援するとともに、福祉人材の養成と確保支援、社会福祉事業の経営に関する指導と助言等、県の地域福祉の中核的な推進団体としての役割を担っています。
- とりわけ、県社会福祉協議会には、地域での支え合い活動の普及・拡大に向けたコーディネート力の強化に向け、市町村社会福祉協議会と一体となって対策を図るシンクタンク機能が求められています。

#### 施策の方向性

- 地域福祉推進の中核的な団体である社会福祉協議会の運営と、その機能強化に向けた取組を支援します。

#### 具体的な施策

- 市町村社会福祉協議会が抱える個々の課題に応じるために必要な研修会の開催や福祉活動指導員の派遣によるきめ細かいアドバイス等、県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会のコーディネート力の向上に向けた取組を支援します。
- 県社会福祉協議会における地域福祉の推進に関するシンクタンク機能の強化に向けた取組を支援します。



### 3 福祉人材の確保・育成

#### (1) 福祉人材の確保及び福祉従事者に対する研修体制の整備

#### 岐阜県福祉人材総合支援センター等を中心とする福祉人材の確保、育成

##### 現状と課題

- 県では、福祉人材確保対策を総合的に推進するため、1993年（平成5年）に「岐阜県福祉人材センター」を、2013年（平成25年）に「岐阜県保育士・保育所支援センター」を県社会福祉協議会内に設置し、福祉人材の確保に取り組んできました。
- 2018年（平成30年）4月からは「岐阜県福祉人材総合支援センター」に改めるとともに、「岐阜県保育士・保育所支援センター」を県直営として、福祉人材の確保に取り組んでいます。
- 「岐阜県福祉人材総合支援センター」では、社会福祉事業者に対する情報提供等のほか、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介（福祉人材バンク）をはじめとした就労の援助、従事者の技能と資質向上のための各種研修会等の開催に取り組んでいます。
- 「岐阜県保育士・保育所支援センター」では、県内保育所等の求人情報の提供、保育所で働きたい人と保育所等とのマッチング（就職支援）、保育の仕事や県内保育所等の魅力の発信、保育士からの保育に関する相談や子どもの発達についての相談を行っています。
- 少子高齢化・人口減少が進行する中で、福祉に求められるニーズの多様化とともに、質の高い福祉人材を安定的に確保することが求められており、岐阜県福祉人材総合支援センター、岐阜県保育士・保育所支援センターにおいては、県内関係機関との幅広い連携のもと、人材確保支援に向けた機能の一層の充実が求められています。

##### 施策の方向性

- 岐阜県福祉人材総合支援センター、岐阜県保育士・保育所支援センターを中心とする福祉人材の確保・育成・定着を支援します。
- 生徒・学生と中高年齢者に向けた普及啓発を促進します。

### 具体的な施策

- 岐阜県福祉人材総合支援センターにおいて、介護福祉士やヘルパー等の介護の資格を有していながら介護の分野に就労していない潜在的有資格者の掘り起しや他分野からの再就労促進等を通じた介護人材の確保に取り組みます。
- 岐阜県保育士・保育所支援センターにおいて、保育士資格を有していながら保育所等に就労していない、いわゆる潜在保育士の掘り起しや、再就職・定着等に関して支援していくなど、保育士の人材確保に取り組みます。
- 福祉の仕事に関する冊子を作成し、中学生や高校生、求職者等に配布し、福祉関係への進学や就職を支援します。
- 福祉の仕事就職フェアを開催し、福祉の仕事への理解を促進します。
- 中高年齢者を対象とする介護入門研修の開催や、年代に応じた進路・就労相談、福祉の職場体験等を通じ、福祉の仕事の大切さと魅力を伝え、福祉分野への就労を促進します。
- ポータルサイトを活用し、福祉の現場で働く人のインタビューを通じた仕事内容や職場の様子等、福祉の仕事の魅力を情報発信します。
- 介護職員の職場での悩み等の相談を受ける専用ダイヤルを設置し、職員の定着を支援します。

### キャリアパス制度の構築支援

#### 現状と課題

- 福祉ニーズの多様化等により、社会福祉施設等で社会福祉事業に従事する職員は、その専門性の向上が求められています。専門性の高い人材を育成し、定着を促進することが必要です。

#### 施策の方向性

- 岐阜県福祉人材総合支援センター、岐阜県介護研修センターを活用した福祉人材のキャリアパス制度の構築支援を行います。



### 具体的な施策

- 福祉や保育に従事する職員のスキルアップを促進するために、職員の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得するための研修の実施等により、福祉・保育人材のキャリアパス制度の構築支援を行います。

## 元気な高齢者の活躍支援

### 現状と課題

- 平均寿命の延伸が見込まれる中、人生 100 年時代を高齢期においても健康でいきいきと暮らすためには、健康の保持・増進が基本的かつ重要な課題です。
- 県では、県民の生涯を通じた健康づくりによる健康寿命の延伸を目的とした「健康増進計画（ヘルスプラン 21）」に基づき、県民一人一人、また県全体の健康づくりを推進しています。
- 高齢者が長年培ってきた知識や経験等を活かしながら社会参加することは生きがいや介護予防となり、住み慣れた地域で元気に暮らしていくことにもつながります。

### 施策の方向性

- 元気な高齢者が地域の支え手として活躍できるよう支援します。

### 具体的な施策

- 高齢者が、身近な地域において自分にできる範囲で、地域での支え合い活動等、地域の支え手として活躍できるよう、ボランティア養成講座を開催します。
- ボランティア養成講座を受講した高齢者と既存活動団体とのマッチング等、受講者が活動につながるための支援を行います。
- 清流の国ぎふ健康ポイント事業を活用し、高齢者のボランティア参加を促進します。

## 最も身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の確保・活動推進

### 現状と課題

- 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という）は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、身分的には特別職の地方公務員とされています。
- 民生委員は、市町村や市町村社会福祉協議会をはじめ地域の関係機関との連携・協働のもと、地域で支援を必要とする人の生活状況等を適切に把握するとともに、支援を必要とする人の相談に応じ、情報提供や必要な援助に繋げるなど、最も身近な地域福祉の担い手となっています。
- 近年、地域生活課題が増加するとともに、虐待、孤立死、防災・減災対策等、地域生活課題が多様化・複雑化する中、民生委員に期待される役割もまた、増加し複雑化してきています。
- 高齢化・人口減少の進行や、民生委員の役割や負担感の増大等により、民生委員のなり手が不足しているという状況にあります。

### 施策の方向性

- 地域福祉を担う民生委員の確保に努めるとともに、複雑化する地域生活課題に対して、民生委員が適切に対応できるよう、研修会の開催等、活動支援に向けた取組を行います。

### 具体的な施策

- 民生委員活動の一層の効率的かつ効果的な推進に向け、市町村との連携のもと、民生委員の適正配置とサポート体制の構築に取り組みます。
- 民生委員の役割と活動内容に関する広報啓発や、民生委員に対する表彰等により、県民の理解・認知度と社会的評価の一層の向上を図ります。
- 多様化・複雑化する地域生活課題に対する適切かつ迅速な相談と援助活動に向け、民生委員の経験年数や役割に応じた、きめ細かく実践的な研修会、研究会を開催します。
- 地域における福祉懇談会・座談会の開催を通じ、民生委員と地域の関係機関・団体との連携・ネットワークづくりを支援します。
- 各地域での民生委員・児童委員協議会の活動の活性化を支援します。

## ボランティア養成、マッチング支援

### 現状と課題

- 社会環境の変化や少子高齢化、人口減少等の進行により、地域のつながりの希薄化や家庭機能の低下が生じている中、ボランティアは地域福祉の担い手として大きな役割を果たしています。
- 日常的な地域での支え合い活動だけでなく、大規模災害時における、県内外からのボランティア等、その活動は地域において大きな役割を果たすものとなっています。
- ボランティア活動は、子育て中の人、障がい者、子ども等、「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが行うことができます。
- 2018年（平成30年）6月に実施した県民アンケート（70～73ページ参照）において、地域での支え合い活動に参加していない人のうち、「参加するきっかけがない」「活動がどのように行われているのかよくわからない」と回答した人が活動に参加しようと思うきっかけとして、49.5%の人が「活動内容を紹介した広報誌の閲覧」と回答し、29.9%の人が「活動を実施するためのボランティア講座への参加」と回答しています。
- ボランティア活動をしていない人に対するボランティア活動の紹介や、ボランティア体験、研修会の開催等により、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、活動の発展が必要です。

### 施策の方向性

- 誰もが気軽にボランティアに参加できるきっかけづくりや地域リーダーの育成を行う県ボランティアセンター、市町村社会福祉協議会、NPO等を支援します。

### 具体的な施策

- 社会福祉事業者に対するボランティア受入研修等に取り組む県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）への支援により、地域における多様なボランティア体験を促進します。

- 地域におけるボランティア活動の拠点である市町村ボランティアセンターの機能の強化と、それに向けた県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーターの資質向上への取組を支援します。
- ボランティア体験の機会づくりやボランティア養成に取り組むNPO等の取組を支援します。
- 各種フォーラムやボランティア交流会の開催等、機会を捉えた地域での支え合い意識・ボランティア意識の高揚を図ります。
- 地域でのボランティア活動の中心となるリーダーの育成、市町村ボランティアセンターの担当者に対する研修実施を支援します。
- 災害時に備え、市町村災害ボランティアセンターの活動に係る研修を実施します。災害ボランティアセンター運営研修の開催を支援します。
- 県内のボランティア募集の情報を県ホームページ等で広く周知し、ボランティア活動への参加を促進します。

## 福祉教育を通じて地域や福祉を身近なものとして考える機会の提供

### 現状と課題

- 支え合いの心、福祉の心を育てていくためには、子どもの頃から、福祉施設での体験学習や、高齢者・障がい者との交流活動、地域での支え合い活動参加等を通じた福祉学習が重要です。
- 福祉教育の視点から、教育機関と福祉施設等との連携による体験学習や施設訪問にとどまらず、自らの生活基盤である地域社会の中で、住民全体が参加できるような形での福祉学習の展開も必要です。
- また、福祉現場における人材の確保については、緊急かつ中長期的にも大きな課題となっており、福祉の仕事への関心を高める観点からも福祉学習が必要となっています。

### **施策の方向性**

- 学校と地域が連携し、子どもたちが地域との関わりを持つ取組や福祉の仕事への関心を高める取組を行います。

### **具体的な施策**

- 小中学生とその保護者を対象とする福祉の職場体験や、親子で楽しみながら福祉が学べる体験フェスタ等の実施により、福祉の仕事への関心や福祉に対する理解の促進を図ります。
- 福祉の仕事に関する冊子を作成し、中学生や高校生の福祉への関心を高めます。
- 地域住民との交流活動等により、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりと、地域を身近なものとして考える機会づくりを推進します。
- 小・中・高一貫した「ふるさと教育」を掲げ、小・中学校では、地域の課題を我が事として捉えるために、地域の課題を知る学習を進め、高等学校ではそれらの学びをベースに地域課題の解決をテーマとした学習に取り組むことを推進します。

## 4 福祉サービスの適切な利用促進

### (1) 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進

#### 福祉サービス第三者評価の受審促進

##### 現状と課題

- 社会福祉事業者は、福祉サービスの質の向上に向け、第三者による評価（以下「第三者評価」という。）を受審することが努力義務とされています。地域密着型サービス（認知症高齢者グループホームと小規模多機能居宅介護）を提供する介護保険事業者については、外部評価の受審が義務づけられています。
- 県では、地域密着型サービス以外の社会福祉事業者による第三者評価の受審（概ね3年ごと）を促進するため、「岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会」を設置し、評価基準の策定をはじめ、評価を担う評価調査者の養成や評価機関の認証、事業者や利用者への広報啓発等に取り組んでいます。
- 利用者の立場からの質の高いサービス提供が望まれる中、積極的に第三者評価に取り組み、県内全体の福祉サービスの質を高めていく必要がありますが、利用者がサービス事業者を選択するに際し、重視すべき情報としての第三者評価制度に対する認知度の向上や、評価を実施する評価機関や評価調査者自体の知識・技能の向上等も課題なっています。

##### 施策の方向性

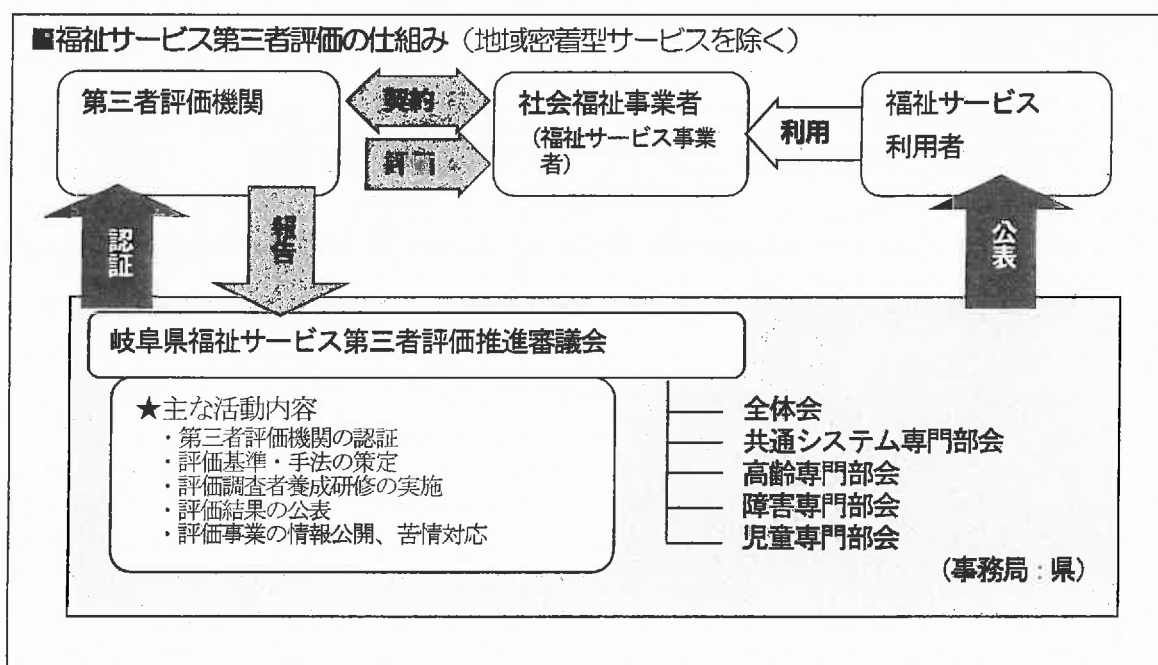
- 福祉サービスの質の向上を図るため、事業者に対する第三者評価受審を促す取組を実施します。

##### 具体的な施策

- 県内福祉サービスの質の向上を図るため、県社会福祉協議会等との連携のもと、利用者や社会福祉事業者からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上等、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。
- 事業者に対する第三者評価受審に向けた普及啓発とともに、特に利用者に対して、評価結果は事業者選択にあたり重視すべき情報である旨の広報を行い、第三者評

価に積極的に取り組んだ事業者が利用者から高い評価が得られる気運を醸成します。

- 事業者による一層のサービス改善に繋がる評価手法や、利用者による事業者選択に繋がる評価結果の公開方法等に関して、事業者、利用者、評価機関等現場の声をもとに、適宜、制度を見直します。
- 研修体制の一層の充実により、評価機関と評価調査者の技能と質の向上を図ります。



## 苦情解決の体制強化

### 現状と課題

- 利用者からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法第82条において社会福祉事業の経営者に対して適切な苦情解決への努力義務が規定されています。
- また、県社会福祉協議会により「岐阜県運営適正化委員会」が設置されており、事業者だけでは解決できない苦情に対する相談に応じるなどの支援を行うとともに施設への個別指導や、苦情解決責任者と第三者委員を対象に、その役割や対応技術の向上、実践事例等を内容とした研修会を開催しています。

- 利用者からの苦情は、利用者の立場に立った福祉サービスの質の向上に繋げるための貴重な情報とも考えられ、事業者との話し合いで解決ができない苦情や直接事業者には言えない苦情の受け皿として、岐阜県運営適正化委員会の一層の認知度向上が期待されています。

#### **施策の方向性**

- 福祉サービスの質の向上を図るため、苦情解決の体制強化を図ります。

#### **具体的な施策**

- 社会福祉施設やその運営法人等への監査・指導により、社会福祉事業の適正な実施や、安定した施設・法人運営に向けた指導・助言を行います。
- 福祉サービスに関する苦情の適切かつ円滑な解決に向けた岐阜県運営適正化委員会の運営に対する支援を行います。



## 5 市町村における包括的な支援体制整備への支援

### (1) 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築

#### 現状と課題

- 近年、社会環境の変化や生活環境の多様化等により、単独の市町村では解決が困難な地域生活課題が顕在化しています。
- 市町村における包括的な支援体制の整備とともに、単独の市町村では解決が困難な地域生活課題に対する広域的な支援体制の構築が必要です。

#### 施策の方向性

- 単独の市町村では解決が困難な地域生活課題に対する広域的な支援体制を構築します。

#### 具体的な施策

- 県、市町村、市町村社会福祉協議会等で構成する圏域別地域福祉推進協議会を活用し、単独市町村では解決が難しい地域生活課題の解決に向けた体制作りを支援します。

### (2) 県域で推進していく施策の企画・立案

#### 現状と課題

- 人口減少、少子高齢化の進行、社会環境の変化、生活環境の多様化等により、地域生活課題は複合化・複雑化しています。課題の内容によっては、単独の市町村では解決が困難な地域生活課題が顕在化しています。
- 市町村における包括的な支援体制の整備に向けて、広域的な視点をもって県全体で推進していく施策の企画・立案が必要です。

#### 施策の方向性

- 市町村における包括的な支援体制の整備に向けて、県全体で推進していく施策の企画・立案を行います。

#### 具体的な施策

- 有識者、市町村、福祉関係者、事業者で構成する「地域福祉推進協議会（仮称）」を立ち上げ、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた施策の企画・立案等、県全体で推進していく施策の検討を行います。

### (3) 住民主体の地域づくりを進めていくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり

#### 現状と課題

- 市町村における包括的な支援体制の整備を推進するためには、先進的な取組の状況等、市町村間の情報共有を図ることが必要です。

#### 施策の方向性

- 市町村における包括的な支援体制の整備推進に資するため、市町村間の情報共有を図ります。

#### 具体的な施策

- 県、市町村、市町村社会福祉協議会等で構成する圏域別地域福祉推進協議会による活動を推進し、市町村における包括的な相談支援体制の構築に向けた市町村間の情報共有を図ります。
- 市町村における包括的な相談支援体制の構築に資する情報や県内外の先進事例の情報を提供します。
- 地域の課題解決に向けた取組を支援するため、課題の内容に応じて、各分野の専門家や県コミュニティ診断士等、アドバイザー及びコーディネーターの派遣を行います。

## 6 第四期岐阜県地域福祉支援計画 指標

項目	基準値 (2018(平成30)年度)	目標値 (2023年度末)
① 県支援制度を活用した買物弱者支援事業の実施市町村数	—	21市町村
② ぎふ清流おもいやり駐車場制度に登録された駐車場の台数	—	7,000台
③ 包括的な相談窓口を設置している市町村数	—	42市町村
④ 包括的な支援体制におけるコーディネーター養成研修の受講者数	—	100人
⑤ 生活困窮者自立支援制度において努力義務とされた家計改善支援事業及び就労準備支援事業の実施市町村数	25市町村	42市町村
⑥ 成年後見制度の利用促進のための中核機関の設置市町村数	—	21市町村
⑦ 県支援制度を活用して整備した拠点数	128箇所	200箇所
⑧ 「地域での支え合い活動」を知っていると回答した人の率	67.7% (県政モニター アンケート結果)	100%
⑨ 福祉人材総合支援センターを通じた就職者数	—	1,000人

※①、⑦の県支援制度とは、「岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助金」を指します。

※⑦の拠点とは、ふれあいサロン活動等地域の住民による支え合い活動を行うための拠点を指します。

※基準値は2018年(平成30年)4月1日現在の数値です(⑧は2018年(平成30年)6月15日現在)。制度を開始していないなどにより数値を計上できない項目は「—」としています。

- 地域住民等は、地域生活課題を「我が事」としてとらえ、「支え手」「受け手」という関係を固定せず、誰もが役割を持ち、互いの存在を認め合い、支え合うことが求められています。
- 地域生活課題の解決に向けては、従来の高齢、障がい、児童といった専門的な枠組みでとらえることなく、本人や世帯が抱える様々な課題を包括的に支援していくことが必要です。
- 複合的な課題を抱える人の多くが地域から孤立、あるいはどこに相談していいかわからないという状況にあることから、民生委員・児童委員等の地域福祉に携わる関係者が連携し、相談に来られないなど、自ら支援を求めることができない人について積極的に把握し、早期支援につなげる体制を構築することが求められます。
- 地域の社会福祉を目的とする事業を経営する人、社会福祉に関する活動を行う人は、関係機関と連携し、課題の解決を図るよう留意するとともに、地域福祉の推進に係る取組との連携にも配慮しながら、福祉サービスを提供することが必要です。
- 県は、市町村がこうした支援体制を構築するためのネットワークづくりや、先進的事例の情報提供、包括的な支援体制において複雑化する課題解決のためにコーディネーター役となる人材の養成等の支援を行います。
- また、本計画の推進に向け、社会福祉協議会との連携・協働をより一層強化し、積極的な事業展開を図ります。
- 策定した地域福祉支援計画は、計画の進捗管理を行うための組織を設置し、毎年、評価・検証を行います。

## 参考資料

- (1) 岐阜県地域福祉支援計画策定委員会
- (2) 計画策定までのプロセス
- (3) 地域福祉に関する県民意識調査の結果
- (4) 第三期計画における数値目標の進捗状況

### (1) 岐阜県地域福祉支援計画策定委員会

#### ■岐阜県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画（以下、「市町村計画」という。）の達成を計画的に支援する岐阜県地域福祉支援計画（以下、「県計画」という。）を策定するため、岐阜県地域福祉支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) その他県計画及び市町村計画の達成に関すること

##### (組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

##### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、知事が指名する。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

##### (会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

##### (ワーキンググループ)

第6条 委員会に、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループを設置する場合は、事前にメンバーを定める。
- 3 ワーキンググループを設置する場合は、座長を置き、地域福祉課長をもって充てる。
- 4 会議は座長が招集し、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

##### (意見聴取)

第7条 委員会は、岐阜県社会福祉審議会及び岐阜県地域福祉対策協議会において、県計画の策定に関して意見を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員会及びワーキンググループの委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、健康福祉部地域福祉課に置く。

2 事務局は、必要に応じて別表2に掲げる関係課を招集し、連絡会議を開催することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

■別表1（第3条関係）

岐阜県地域福祉支援計画策定委員会 委員一覧表（敬称略・五十音順） ◎：委員長

氏名	役職	分野
◎飯尾 良英	中部学院大学 人間福祉学部 教授	学識経験者
石原 巧	岐阜県小中学校校長会 代表 （各務原市立鵜沼第三小学校長）	教育
井戸 敬二	岐阜県町村会 会長（七宗町長）	行政
乾 尚美	岐阜県自治連絡協議会 会長	地域住民代表
大宮 康一	岐阜大学 地域協学センター 准教授	学識経験者
岡本 敏美	岐阜県障害者社会参加推進センター 会長	障がい福祉
木村 一義	岐阜県老人クラブ連合会 会長	高齢福祉
中島 守	岐阜県社会福祉協議会 常務理事	地域福祉
橋戸 須美子	国府町まちづくり協議会 会長	地域住民代表
本田 學	岐阜県民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉
水野 光二	岐阜県市長会 会長（瑞浪市長）	行政
安田 典子	NPO法人 くすくす 理事長	児童福祉

■別表2（第9条関係）

岐阜県地域福祉支援計画庁内連絡会議

所属	所管計画
医療整備課	医療介護総合確保促進法に基づく岐阜県計画 岐阜県保健医療計画
保健医療課	岐阜県健康増進計画
高齢福祉課	岐阜県高齢者安心計画
障害福祉課	岐阜県障がい者総合支援プラン
子育て支援課	岐阜県少子化対策基本計画

## (2) 計画策定までのプロセス

2018年6月1日～15日 県政モニターアンケート

2018年7月10日 第1回岐阜県地域福祉支援計画策定委員会  
・計画骨子素案の検討

2018年8月6日～20日 市町村圏域別意見交換会（5圏域）  
・計画骨子素案に関する意見の聴取

2018年8月20日 岐阜県議会厚生環境委員会委員協議会  
・計画骨子素案の説明

2018年9月7日 第2回岐阜県地域福祉支援計画策定委員会  
・計画骨子案の審議

2018年10月9日 岐阜県議会平成30年第4回定例会  
・計画骨子案の説明

2018年11月1日 岐阜県地域福祉対策協議会  
11月22日 岐阜県社会福祉審議会  
11月16日～12月21日 各圏域地域福祉推進協議会  
・計画骨子案意見聴取

2018年11月30日 第3回岐阜県地域福祉支援計画策定委員会  
・計画素案の審議

2018年12月17日 岐阜県議会平成30年第5回定例会  
・計画素案の説明

2018年12月25日～2019年1月23日 パブリックコメント

2019年1月31日 第4回岐阜県地域福祉支援計画策定委員会  
・計画案の審議

2019年3月 岐阜県議会 平成31年第1回定例会  
・計画案の審議・議決



### (3) 地域福祉に関する県民意識調査の結果

県政モニター575人を対象に実施した地域福祉に関するアンケート結果です。

#### 【調査対象等】

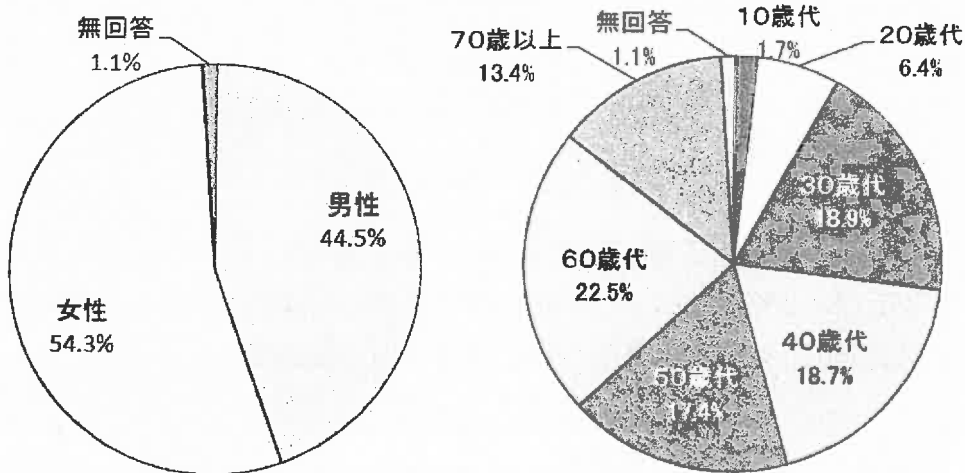
調査対象：県政モニター575人（うちインターネットモニター331人）

調査方法：郵送及びインターネット

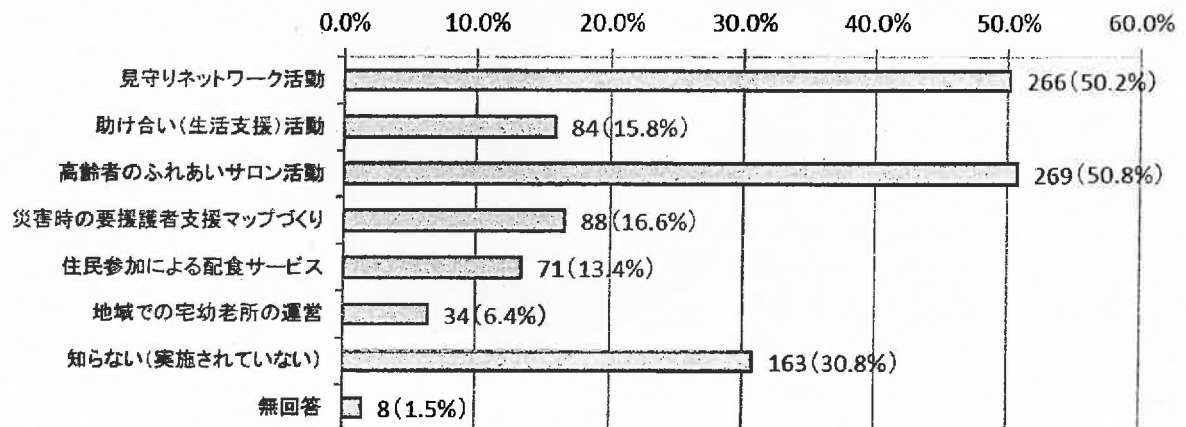
調査期間：2018年（平成30年）6月1日から6月15日

回収結果：530人（回収率92.2%）

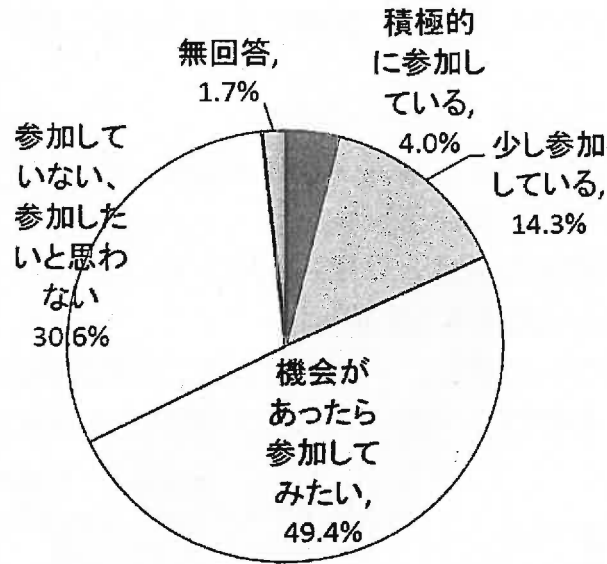
構成比はパーセントで表し、小数点以下第二位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。



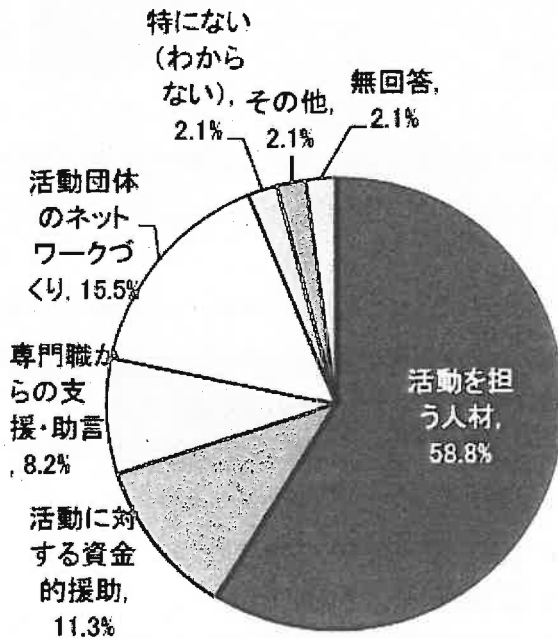
問1 あなたのお住まいの地域（自治会や小学校区等）では、どのような地域支え合い活動が実施されていますか。（複数回答） 回答者530人



問2 あなたは、問1で示した地域支え合い活動に参加（利用を含む）していますか。



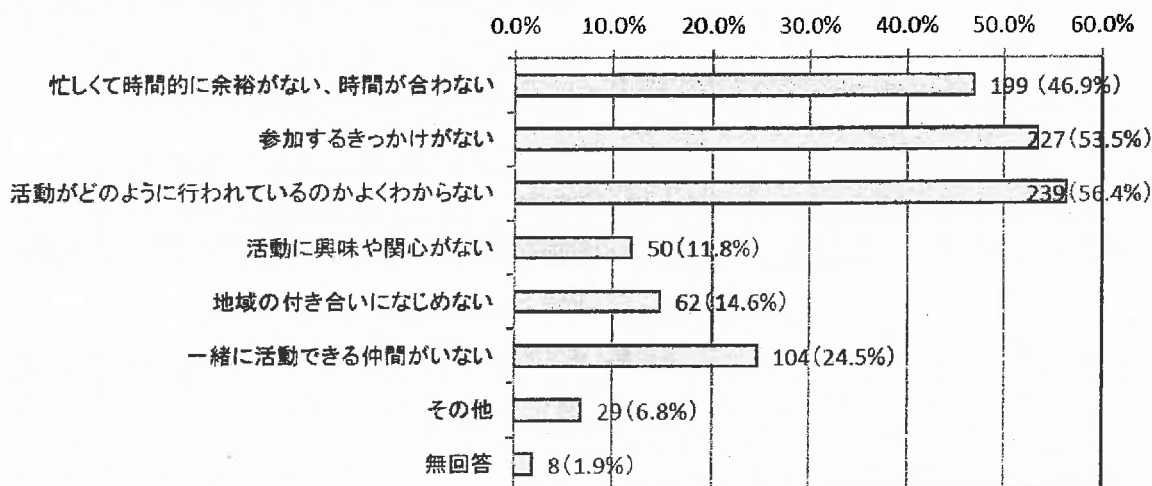
問3 (問2で「積極的に参加している」「少し参加している」と答えた方) あなたが、現在参加している地域支え合い活動が継続的に実施されていくためには何が必要だと思いますか。(回答者 97人)



問4 (問2で「機会があったら参加してみたい」「参加していない、参加したいと思わない」と答えた方)

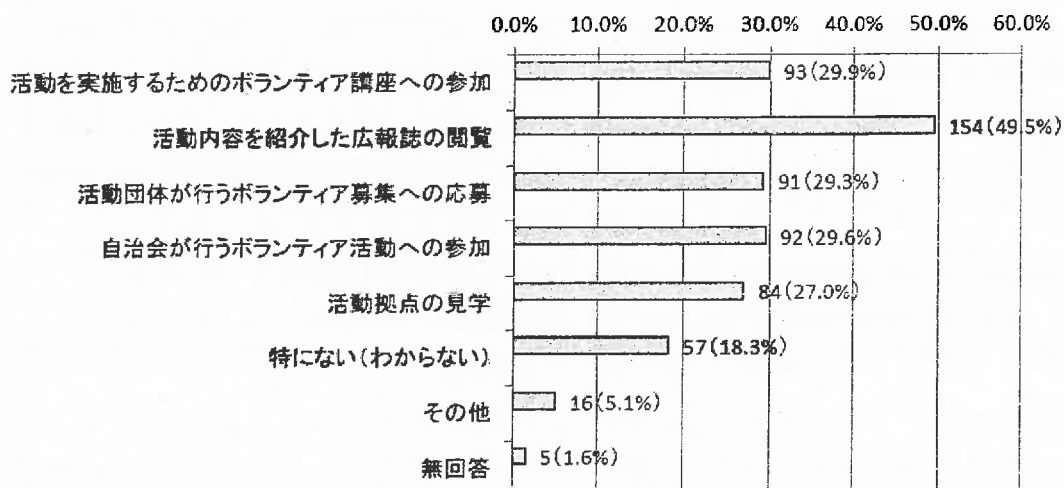
あなたが、現在、地域支え合い活動に参加していない理由は何ですか。

(複数回答) 回答者 424 人



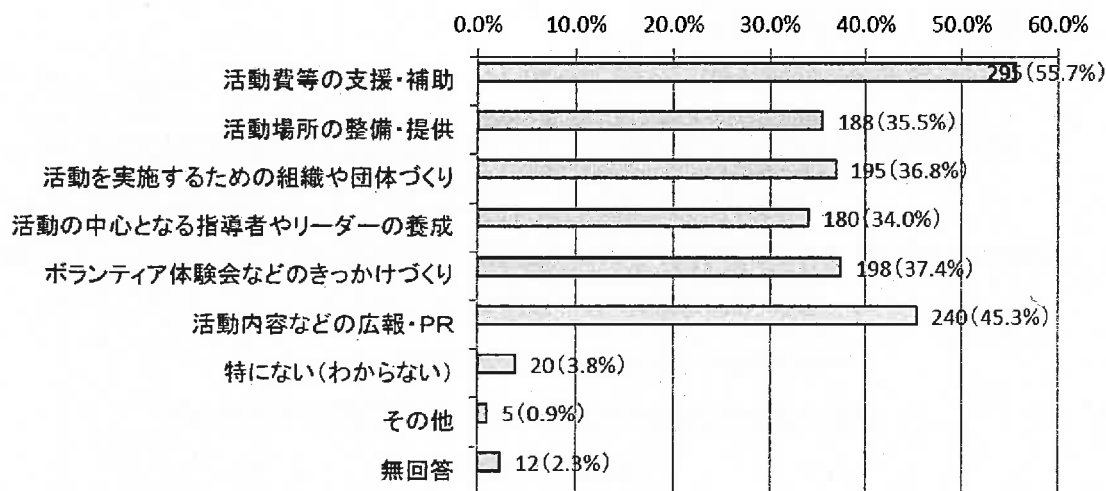
問5 (問4で「参加するきっかけがない」「活動がどのように行われているのかわからない」と答えた方)

あなたは、どのようなきっかけがあれば、地域支え合い活動に参加したいと思いますか。(複数回答) 回答者 311 人



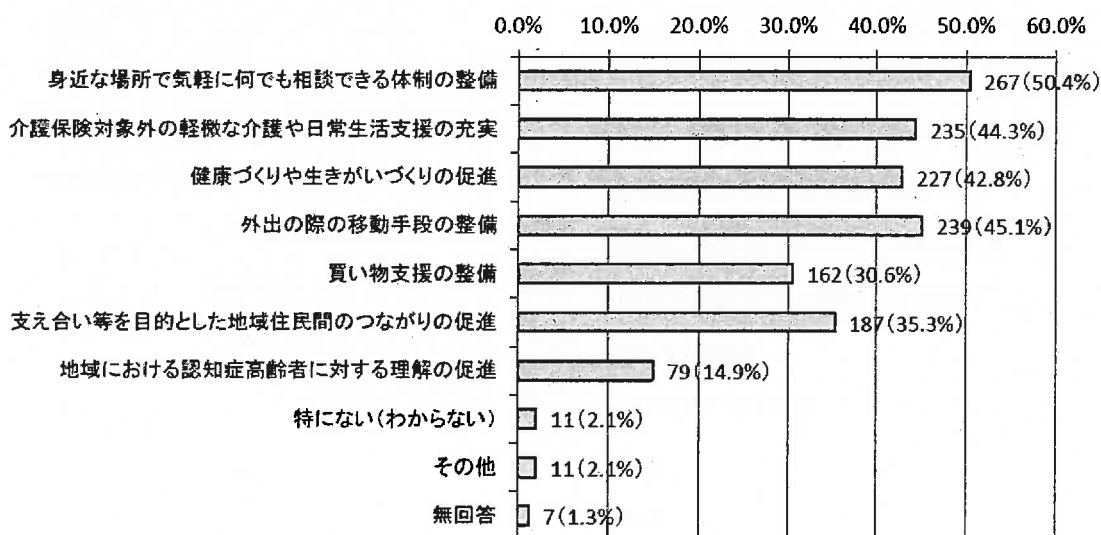
問6 住民参加による地域支え合い活動を普及するために、行政（市町村・県）が重点的に行う必要があると思うものは何ですか。（複数回答）

回答者530人



問7 あなたは、高齢者の日常生活に関する福祉施策として、行政（市町村・県）はどのようなことに重点的に取り組む必要があると思いますか。

（複数回答） 回答者530人



#### (4) 第三期計画における数値目標の進捗状況

第三期岐阜県地域福祉支援計画では、地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大を図るために、6つの項目の数値目標を掲げ、推進を図ってきました。

項目	基準値 (2013年度) (平成25年度)	目標値 (2018年度末) (平成30年度末)	実績(※) (2018年度) (平成30年度)
①団体づくりに対する県支援制度を活用して設立した団体数	85団体	120団体	160団体
②拠点づくりに対する県支援制度の活用箇所数	95箇所	200箇所	128箇所
③地域の支え合い人材育成につながるボランティア講座の実施率	54.7% (23/42市町村)	100% (42/42市町村)	95.2% (40/42市町村)
④地域の団体組織のネットワーク形成促進のための懇談会・座談会の実施率	57.9% (実施小学校区数/ 小学校区数)	100% (374/374小学校 区)	82.9% (310/374小学 校区)
⑤見守りネットワーク活動実施率	68.5% (実施自治会数/ 自治会数)	100% (8367/8367自 治会)	88.0% (7361/8367自 治会)
⑥助け合い(生活支援)活動実施率	17.8% (実施小学校区数/ 小学校区数)	50% (187/374小学 区)	42.0% (157/374小学 校区)

※2018年度(平成30年度)実績:2018年(平成30年)10月1日現在の実績(①②は2018年(平成30年)4月1日現在の実績)

※①、②は「岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助金」を活用して、ふれあいサロン活動等地域の住民等による支え合い活動を行うための団体設立、拠点整備を行った数。

